

# 第5次 伊賀市地域福祉活動計画 (2026~2030)

激動の時代を「高参加・高福祉」で  
地域生活課題解決ができる伊賀市を目指して

## 重点テーマ

① 子どもの貧困



② 孤独・孤立



③ 災害



④ 地域活動運営



⑤ 生活困窮



⑥ 住まい



⑦ 親なき後



⑧ 認知症の人の  
権利擁護



⑨ 死後事務  
困難



⑩ ひきこもり



⑪ 買い物・  
受診困難



⑫ 認知症の人の  
行方不明?



▼第5次地域福祉活動計画で重点的に取り組む SDGs の目標



 伊賀市社会福祉協議会

## はじめに

日頃より、本市の社会福祉活動に対し、多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

私たちは今、経済情勢の不安定化や人口減少と高齢化、そして頻発する自然災害など、社会の変化が加速する「激動の時代」の中にいます。本市においても、子どもの貧困率が全国平均の2倍に達し、4人に1人が移動に困難を抱えるなど、看過できない深刻な生活課題が浮き彫りとなっています。このような時代だからこそ、行政や専門職の力だけでなく、市民一人ひとりが地域の課題を「自分ごと」として捉え、共に支え合う力がこれまで以上に求められています。

この度、2026年度から2030年度までの5年間を期間とする「第5次 伊賀市地域福祉活動計画」を策定いたしました。本計画の策定にあたっては、限られた日程の中で、中村伊英議長をはじめとする策定委員の皆様、ならびにアドバイザーの久津摩和弘様に、多大なるご知見と情熱を注いでいただきました。各地域でのタウンミーティングやワークショップを通じ、現場の切実な声を丁寧に拾い上げ、議論を重ねてくださった皆様の多大なるご尽力に心より深く感謝申し上げます。

本計画では、12の重点テーマを掲げるとともに、それらを支える「仕組み」を明確にしました。住民の皆様にも最も身近な「ケアネット活動」や、冷蔵庫に保管する「わたしの安心シート」の普及、そして39の住民自治協議会に伴走する「地域福祉コーディネーター」の配置など、具体的な施策を通じて「支え合いのコミュニティサイクル」を回してまいります。

さらに、活動が単なる事業に終わらず、実際にどのような「社会の変化」を生み出したかを「社会的インパクト」として客観的に評価し、より実効性の高い計画として推進していく決意です。

「激動の時代」を、誰もが安心して自分らしく暮らせる時代へと変えていくために、この計画が市民の皆様、関係団体の皆様との共通の道標となり、地域福祉のさらなる発展に繋がることを切に願っております。

今後とも、皆様のより一層のご支援とご参画を心よりお願い申し上げます。

2026(令和8)年4月

社会福祉法人 伊賀市社会福祉協議会

会長 **平井 俊圭**

## 目次

第1章 第5次伊賀市地域福祉活動計画の概要	1
1. 地域福祉活動計画策定の目的と意義	1
2. 地域福祉活動計画の期間	1
3. 地域福祉活動計画の策定手法	2
4. 地域福祉活動計画の位置づけ	3
第2章 第5次伊賀市地域福祉活動計画の策定経過	4
1. 第4次地域福祉活動計画の取り組みと評価	4
2. 評価レポート	5~16
第4次伊賀市地域福祉活動計画推進及び第5次伊賀市地域福祉活動計画策定経過	17
3. 地域を取り巻く現状と地域生活課題	18
第3章 第5次伊賀市地域福祉活動計画における活動目標	19
●みんなでめざす、わたしたちのまちづくりの目標	
① 子どもの貧困 「伊賀市のすべての子どもが、生まれ育つ環境に左右されることなく、食事、教育、生活必需品、医療、体験、生活環境、心の拠り所など、育つためにあって然るべき環境を得られる社会の実現」	21
② 孤独・孤立 「望まない孤独・孤立のない社会の実現」	23
③ 災害 「災害時要配慮者の逃げ遅れゼロと、被災者の安心・安全及び早期日常生活復帰の実現」	25
④ 地域活動運営 「地域活動団体の運営基盤強化と活動の活性化」	27
⑤ 生活困窮 「誰もが衣食住の保証があり、生活困窮から脱することのできる社会の実現」	29
⑥ 住まい 「高齢・障がい・貧困・外国籍等で住まいを確保できない人をなくす」	31
⑦ 親なき後 「障がい者とその家族が『親なき後』を日本一安心して迎えらるる社会の実現」	33
⑧ 認知症の人の権利擁護 「判断能力の変化に関わらず、本人の意思と権利が保障され、生活基盤と財産が安定的に守られる社会の実現」	35
⑨ 死後事務※困難 「死後の事務を託せる先がなく、不安や困難を抱える人をなくす」	37
⑩ ひきこもり 「社会復帰を望む全てのひきこもり状態にある人が、その願いを形にできる社会の実現」	39
⑪ 買い物・受診困難 「高齢や障がい等で移動に困難を抱える住民が『日常生活に必要な買い物や病院受診』をできる社会の実現」	41
⑫ 認知症の人の行方不明 「認知症を原因とする行方不明による死亡者をゼロにする」	43
●地域生活課題解決を支えるためのしくみづくり	45
第4章 第5次伊賀市地域福祉活動計画の推進・評価	54
資料編	56
第5次伊賀市地域福祉活動計画 策定委員(伊賀市地域福祉活動推進会議委員)名簿	56
用語解説	57

## 第1章 第5次伊賀市地域福祉活動計画の概要

### 1 地域福祉活動計画策定の目的と意義

地域福祉活動計画は、伊賀市が策定する「第5次伊賀市地域福祉計画」策定の目的の方向性に沿って、伊賀市の地域福祉を推進するため、多様な主体と共に共通の課題意識を持ち地域福祉を推進していくための活動の方向性を示すものとして、本計画を策定します。

「第5次伊賀市地域福祉計画」(2026～2030)の理念  
「ひとりひとりがつながり すべての人が輝く 共生のまちづくり」



「第5次 伊賀市地域福祉活動計画」(2026～2030)の社会的インパクト※  
激動の時代を「高参加・高福祉」で 地域生活課題解決ができる  
伊賀市の実現

第4次地域福祉活動計画の目標設定では、コロナ禍における対策を含め、平時にできないことは災害時にも活動ができないと捉えて、「緊急時においても『その人らしい生き方』ができる地域社会の実現」と設定して実践してまいりました。

第5次地域福祉活動計画の目標設定にあたり、これからの5年間で達成すべき活動や投資によって生み出される社会的・環境的変化(社会的インパクト※)を、「激動の時代を『高参加・高福祉※』で地域生活課題を解決できる伊賀市の実現」と設定しました。

経済情勢の不安定化や災害の多発、人口減少など、社会の変化が加速する「激動の時代」においては、行政や専門職だけに頼るのではなく、市民一人ひとりが地域の課題を自分ごととして捉え、互いに支え合う地域づくりが求められます。

本計画では、「地域で暮らす一人ひとりが地域の一員として関わり合う」ことにより、福祉の力を高めていこうとする「高参加・高福祉※」をキーワードに、多様な主体の参画を得ながら地域生活課題の解決に取り組み、地域福祉を基点としたまちづくりを推進します。

### 2. 地域福祉活動計画の期間

本計画は、2026(令和8)年度から2030(令和12)年度までの5カ年計画です。

社会的インパクト※ 等、重要な用語は本文中に「※」を付し巻末の用語解説(P57～)で説明しています。



### ③ 地域福祉活動計画への落とし込み

課題解決の対策のうち、5年間での実践目標を、地域福祉活動計画に落とし込み。

### ④ 評価方法の設定

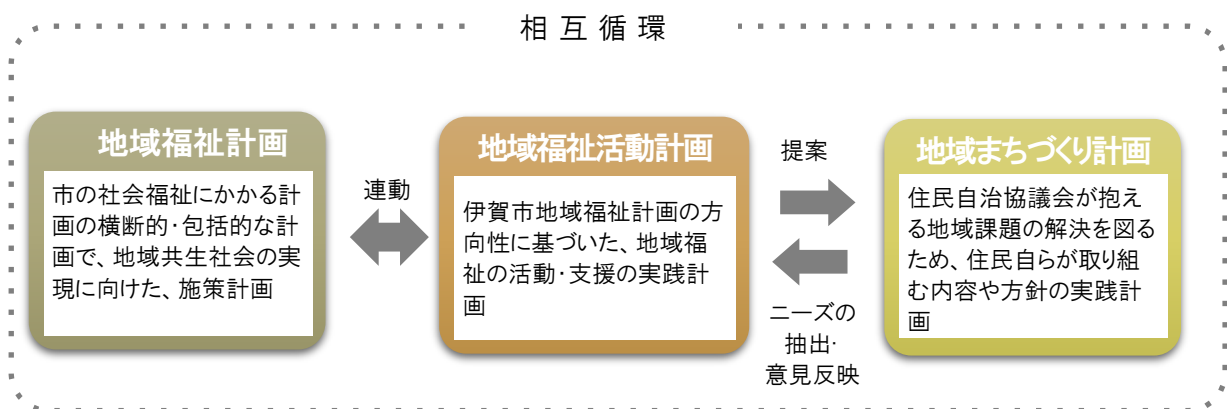
実現したい目標(インパクトゴール※)や社会に起こったこと(アウトカム※)を、評価を意識して設定、活動計画に予め評価指標の例を示し、成果を測定。

## 3 地域福祉活動計画の位置付け

地域福祉活動計画は、伊賀市の地域福祉を推進するために、地域住民と共に住民の視点からその方向性を示すものです。本計画は、伊賀市が策定する「第5次伊賀市地域福祉計画」と連動して進められます。

さらに各住民自治協議会が抱える地域生活課題の解決のために、各地域まちづくり計画に対して、活動の提案、ニーズの抽出・意見反映を行います。

### 伊賀市地域福祉活動計画と他計画の位置づけ



## 第2章 第5次伊賀市地域福祉活動計画の策定経過

### 1. 第4次伊賀市地域福祉活動計画の取り組みと評価

第4次伊賀市地域福祉活動計画では、12の地域生活課題の解決に向けた対策活動に取り組むとともに、その効果を確認するための評価指標の在り方を検討しながら推進してきました。

その結果、5年間にわたる事業や活動によって生まれた社会的な変化や成果を、数値や事例を用いて示す「評価レポート」としてまとめました。

#### 【第4次伊賀市地域福祉活動計画における、12の地域生活課題と目標】

	テーマ	実現したい目標(インパクトゴール※)
①	社会的孤立 (孤独)	孤立・孤独のない社会の実現
②	認知症	認知症を原因とした行方不明による死亡者をゼロに
③	健康寿命	伊賀市の健康寿命と平均寿命の差の減少
④	地域活動運営	持続可能な地域行事や地域活動等の実現
⑤	災害	避難行動要支援者※の安心・安全と、被災者の早期通常生活復帰の実現
⑥	移動困難	自分で車を運転できなくても、病院や買い物に行くことができる社会の実現
⑦	マイノリティ※	外国人・障がい者・LGBT※等のマイノリティ※で生きづらさを抱えている市民の減少
⑧	新型コロナウイルス	新型コロナウイルスによって発生した新たな日常生活課題の解決
⑨	生活困窮	生活困窮から脱することのできる機会が公平にある社会の実現
⑩	子どもの貧困	全ての子どもが、食事や学習の機会、生活必需品、愛情など、育つために当たり前に必要な環境が得られる社会の実現
⑪	住まい	高齢・障がい・貧困等で住まいを確保できない人をなくす
⑫	終活	本人が望む『最期までの生き方と逝き方』ができる社会の実現



## 評価レポート(社会的孤立(孤独))



### ① 2020年の計画策定時の背景

策定時は、孤独・孤立が命に関わるほど深刻な問題であるという認識が、社会全体でまだ不足していました。伊賀市社協の支援により「ふれあい・いきいきサロン」などは展開されていましたが、ひきこもり状態にある方や高校生以下の若年層に向けた居場所は極めて限定的でした。また、すでに孤独・孤立の状態にある人々を救い出すための具体的な解決の仕組みも、十分に整っていない状況にありました。

### ② どのような目標を立てたか

#### 「孤立・孤独のない社会の実現」

### ③ 社会問題の解決に向けた取り組み

- 「将来への不安を抱える人の減少」を目指して、社会参加のための居場所づくり(住民が気軽に集まれる場の創出)と見守り・支え合い活動(住民同士のつながりによるセーフティネットの構築)をすすめました。
- 地域住民のつながりを強化し、特定のニーズに応える居場所を拡大させました。
  - ・地域の居場所と定期的につながり続ける住民を増やすために、住民主体のサロン活動や地域食堂※の立ち上げや定着に必要な情報やプログラムの提供、活動資金の助成を行いました。
  - ・ひきこもり状態にある人やその家族、高校生以下の若年層が福祉専門職とつながり、孤独・孤立の予防と早期発見できるしくみをつくりました。
  - ・地域福祉ネットワーク会議※の立ち上げと定着が進まない地域は第5次伊賀市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定で開催したワークショップ※をきっかけに、設置と運営を加速させました。

### ④ 主な成果(アウトカム※)

社協の伴走支援により、社会参加のための居場所が拡大し、見守り・支え合い活動が推進されました。

- ・「住民同士の居場所」サロン活動はコロナ禍等の影響で微減しましたが、約240カ所参加者約44,000人(2025推計)と一定数を維持しています。地域食堂※は6カ所から13カ所(2025推計)へ倍増しました。
- ・「特定のニーズへの対応」ひきこもりサポート「nest※」は延利用者数が139名(2020)から223名(2024)に、2023年開始の校内カフェ※も34名から223名(2024)にそれぞれ増加しました。
- ・「地域福祉ネットワーク会議※」36カ所(2020)から39カ所(2025)へと拡大し、全住民自治協議会での設置、年1回以上の開催を達成しました。

### ⑤ 課題や今後の改善点

地域に根ざした住民主体の居場所が、住民同士つながりの維持や孤独・孤立の予防に大きく寄与し、特定のニーズを持つ層への支援に需要があることが再確認できました。

今後は、孤独・孤立問題への認知度をさらに高めるための広報活動を強化します。あわせて、既に孤独・孤立の状態にある人へ迅速かつ積極的に介入・支援が行えるよう、発見から解決までをつなぐ「確実な仕組みづくり」を進めていきます。



## 評価レポート(認知症)

### ① 2020年の計画策定時の背景

伊賀市では毎年、認知症を原因とした行方不明者が発生しており、残念ながら死亡に至るケースや、行方不明のまま発見されない人もいるのが現状です。認知症のひとり歩きによる行方不明者を発見する仕組みは、最終的な手段として警察や消防団による捜索に頼らざるを得ず、地域住民が広く参加する捜索体制や、行方不明を未然に防ぐための仕組みは十分に整っていません。

### ② どのような目標を立てたか

**「認知症を原因とした行方不明による死亡者をゼロに」**

### ③ 社会問題の解決に向けた取り組み

認知症のある人のひとり歩きによる行方不明に対し、警察への通報前から地域で対応できる見守り・捜索の仕組みづくりに取り組みました。関係機関へのヒアリングを通じて連携体制や対応手順を確認するとともに、QRコードやGPS等を活用した本人情報の共有状況についての現状を把握し、早期発見につながる環境整備の検討をおこないました。また、地域アセスメント※により見守り活動の実施状況を把握できるように地域との協議もおこないました。

### ④ 主な成果(アウトカム※)

今まで行われていなかった警察通報に至る前の捜索や見守りの仕組みについて、伊賀警察署生活安全課や市の介護高齢福祉課、地域包括支援センター等へのヒアリングや情報共有を通じて、徘徊捜索に関する現状等が見え把握することができました。地域における見守り・声掛け活動については、令和3年度時点で26地域が実施していることが確認され、地域全体で支える取組があることが可視化されています。

更に、見守り・声かけ活動創設に向けて、見守りが必要な方をサポートする仕組みを考えるワークショップ※を開発し、いが見守り支援員養成講座※において研修も行いました。民生委員児童委員経験者が、いが見守り支援員として登録できる仕組みを整備し、新たに16名が協力者として登録されました。

### ⑤ 課題や今後の改善点

見守り声かけ訓練は実施しましたが、地域住民や関係者での取り組みに留まり、当事者参加を呼び掛けるまでには至りませんでした。

見守るべき当事者やその家族が参加しているとより効果が高まると考えられることから、次の計画では、事前にひとり歩きが不安な認知症の当事者やその家族から見守り・声かけに関する登録をもらい、地域住民同士が見守りや声かけを通じて助け合える仕組みづくりを行い、事前に認知症の当事者について情報を共有し、地域住民が気づき声掛け及び連絡をしてくれる仕組みづくりを進めていきます。

多くの取組が企画・調整段階にあり、今後は市内全体を網羅する仕組みとして定着させていくことが次の課題となっています。



## 評価レポート(健康寿命)



### ① 2020年の計画策定時の背景

計画策定時には、何らかの運動をしている人の把握ができていなかったため、新規事業を立ち上げ、把握できる対策を創設し、支援をおこなってきました。

### ② どのような目標を立てたか

#### 「伊賀市の健康寿命と平均寿命の差の減少」

### ③ 社会問題の解決に向けた取り組み

高齢者が無理なく参加できる運動機会の確保、運動習慣の定着を目的に、参加や健康づくりに取り組める環境を整え、複数の生活課題に対応した取り組みを実施しました。

身近な地域で定期的に無理なく気軽に運動がおこなえるラジオ体操活動等をおこなう仕組みおよび普及に取り組み、既存団体への支援や新たな実施団体への活動支援を進めました。

さらに、孤独・孤立による健康寿命の悪化を防ぐ取り組みとして、ふれあいいきいきサロン活動へ認知症・介護予防教室(出張講座)の講師派遣をおこないました。派遣内容として、音楽療法や3B体操、軽度な体操、歩き方講座、家族介護教室等があり、各地で、介護・転倒予防教室を継続的に開催できるよう支援をおこないました。

### ④ 主な成果(アウトカム※)

新規事業としてラジオ体操交流活動をおこなう仕組みおよび普及に取り組んだことで、ラジオ体操に取り組む団体数は、2022年度から2024年度までの3年間で、10団体から22団体へと12団体増加しました。

開催回数の増加とともに参加者数も伸び、実施開始年度の2022年には延べ参加者が22,052人あり、3年後の2024年には26,578人になりました。

また、その結果、地域の高齢者が安心して参加できる内容としが継続的に運動できる環境の整備や、なんらかの運動をおこなうことへの興味・関心が向上し、介護予防や健康維持にもつながりました。

### ⑤ 課題や今後の改善点

「ふれあいいきいきサロン」や「認知症・介護予防教室」への支援を強化したことで、住民同士が顔を合わせる機会が増えました。その結果、孤独死※の防止や異変の早期発見につながる見守りのネットワークが強まりました。

また、2022年から開始した「ラジオ体操交流活動」は、短期間で日常的な習慣として定着しました。住民が気軽に参加できる介護予防の取組として、有効であることが分かりました。

一方で、特定健診※の受診率向上など、行政が主体となって進める数値目標については、社協単独での取組には限界があります。今後は、サロンや体操などの介護予防事業を継続・発展させるとともに、貧困や住まい、就労など他の社会課題や関係機関と連携し、包括的な取組へと転換していきます。



## 評価レポート(地域行事・活動運営)



### ① 2020年の計画策定時の背景

2019年のアンケートでは、地域活動に「不参加」の人が57.1%に上り、特に18～39歳の若年層では約8割が参加していない実態がありました。主な理由は「多忙」「方法が不明」「体力の不安」であり、次世代の担い手不足が浮き彫りとなっていました。

### ② どのような目標を立てたか

#### 「持続可能な地域行事や地域活動の実現」

### ③ 社会問題の解決に向けた取り組み

●地域行事の継続困難という課題に対し、以下の2軸で解決を図りました。

- ・組織体制の強化：地域活動を継続するための運営基盤づくりを支援しました。
- ・福祉教育の推進：福祉に関わる人を増やすため、多世代への意識啓発を実施しました。

### ④ 主な成果(アウトカム※)

社協の伴走支援により、多様な分野で担い手の確保や活動の拡大が見られました。

●人手の確保と専門性の向上：

- ・サロン活動の協力者は約8,000人(2025推計)と、約10,000人(2020)より減少するも一定数を維持しています。
- ・地域食堂※の研修受講者は15名(2020)から48名(2025推計)へと大幅に増加し、食を通じた「心の拠り所の運営」「社会的・文化的な体験の機会の提供」などに関わる人を増やせました。
- ・ひきこもりサポーター※(33名 2024)や、いが見守り支援員(1,046名 2024)の認定が進み、特定のニーズに関わる人の確保を進められました。

●福祉教育の浸透：

- ・小・中・高校や地域での福祉教育は継続されています。特に高校では回数が2020年から5倍に増え、地域での実施も16地域へと拡大しています。地域生活課題を知ろうとする次世代や住民が増えています。

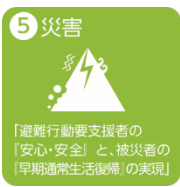
●資金基盤の強化：

- ・社協が「ケースステイトメント(趣意書)※」作成を支援した団体は2020年より5団体に増加し、運営資金確保の意識が広がりつつあります。

### ⑤ 課題や今後の改善点

人口減少に加え、コロナ禍が活動の縮小・休止を加速させた側面はありますが、地域食堂※やひきこもり支援等を通じて、課題解決に参画する層は一定数定着しています。また、講座受講を通じて地域の課題を知ろうとする市民も増加傾向にあります。

今後は、担い手と財源の確保、組織運営の学びの場づくりに注力します。各団体の想いを尊重した伴走支援を続け、新しい地域活動が生まれやすい気運と仕組みづくりを推進します。



## 評価レポート(災害)

### ① 2020年の計画策定時の背景

避難行動要支援者※は約 2,734 人(注:2025 年 12 月時点 名簿公開について同意者 1,552 人、不同意及び未同意者 1,182 人)で、2020 年時点では、自力避難できない避難行動要支援者※は、豪雨災害等があった場合も支援する人も決まっておらず、垂直避難※さえできない恐れのある人や世帯もありました。外国にルーツのある人は、言葉の壁や文化の違いから、災害時に必要な情報を十分に受け取れない状況がありました。そのため、避難に関する大切な支援情報が届かず、いざという時に適切な行動がとれない恐れがありました。

### ② どのような目標を立てたか

#### 「避難行動要支援者※の『安心・安全』と被災者の早期生活復帰の実現」

### ③ 社会問題の解決に向けた取り組み

第4次計画のもと、要支援者を含む災害時支援体制の強化に取り組んできました。個別避難計画については 165 件の作成支援を行い、地域福祉コーディネーター※が関与する支援体制を整えました。また、外国にルーツ

項目	2020 年度	2025 年度	成果のポイント
個別避難計画 (作成支援数)	—	165 件	2022～23年度(努力義務化) 0件 R6年度 地域福祉コーディネーターが関わり48件の作成支援からスタート
外国人防災リーダー養成講座 (修了者数)	—	31 人	2022～24年度 養成されたリーダーは、すでに被災地や防災訓練等で活躍中
(事前避難型)福祉避難所 (箇所数)	0箇所	検討着手	2025年度、市と社会福祉法人連絡会(防災委員会)による福祉避難所に関する検討会開始

※2025年度は推計

のある外国人防災リーダー31 人を養成し、訓練や被災地支援の場での活躍につなげています。さらに、事前避難型を含む福祉避難所の検討にも着手しました。これらの取組により、逃げ遅れの減少や避難生活の負担軽減、早期の生活再建につながる体制整備が進めています。

### ④ 主な成果(アウトカム※)

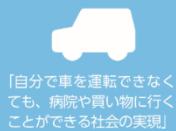
伊賀市には約 1,500 人の避難行動要支援者※があり、支援体制が整わない方も多くいました。社協の地域福祉コーディネーター※が当事者と関係機関を丁寧につなぎ、進まなかった個別避難計画づくりを後押ししたことで、48 件の作成支援につながりました。2025 年度には、そのノウハウを地域自治組織に伝え、市と地域の契約で取り組めることとなりました。

また、外国にルーツのある人は災害時に情報が届きにくく、支援につながりにくい課題がありました。市・社協・NPO の協働により養成した外国人防災リーダーの修了者は、現在、各地域の防災訓練や被災地で活躍しています。更に、災害時に配慮が必要な人を受け入れる福祉避難所についても、2025 年度から社会福祉法人連絡会と市が連携して検討を進めており、誰も取り残さない防災体制づくりが動き始めています。

### ⑤ 課題や今後の改善点

こうした課題を踏まえ、次期計画では、要支援者の事前避難を含む避難支援の仕組みづくりや、災害関連死対策、訪問支援の充実など、第4次伊賀市地域福祉活動計画の推進から見てきた「支援の空白地」に焦点を当てた取り組みを進めていきます。

## 6 移動困難



# 評価レポート(移動困難)



### ① 2020年の計画策定時の背景

2020年に活動計画を策定していた当時、移動困難問題はすでに深刻化していたものの、住民同士の助け合いによる移動支援サービスは3地区に限られ、デマンド交通※の取り組みは行われていませんでした。また、移動ニーズの存在は認識されていたものの、移動困難者の実態は十分に把握できていませんでした。さらに、移動支援サービスと住民ニーズが十分に結び付かず、利用率は低い状況にありました。

### ② どのような目標を立てたか

## 「自分で車を運転できなくても、病院や買い物に行くことができる社会の実現」

### ③ 社会問題の解決に向けた取り組み

解決に向け、日常生活における各移動段階の課題を整理し、ロジックモデル※を作成した上で、問題の深刻性やレバレッジ効果※、取り組みやすさ等を踏まえ、優先順位を設定して対策を進めました。

まず、地域のニーズ把握を目的に、一部地域においてアンケート調査や個別ヒアリングを実施し、移動ニーズに加え、移動支援を担いたい住民のニーズについても確認しました。次に、移動支援活動が不足していた地域においては、住民同士の助け合いによる移動支援の普及を図るため、仕組みや必要性を学ぶ研修会を開催するとともに、活動の立ち上げを希望する地域団体に対し、運営等に関する伴走支援を行いました。さらに、デマンド交通※未整備地区においては、その立ち上げの一助を行うとともに、既存の地域運行バスや移動支援活動と住民ニーズを結びつけるモデル的なマッチングにも取り組みました。加えて、移動販売の不足を補うため、企業と地域のマッチングを行い、市内全域における新たな移動販売の仕組みづくりを支援しました。

#### アンケート

5地区で住民ニーズを聞き取るアンケートを実施

#### 個別ヒアリング

老人クラブ、障がい者団体への移動に関する困りごとをヒアリング

#### 住民と関係者による移動問題対策協議体

地域運行バス立ち上げのための協議をする場を設定

#### 先進地視察

大阪、京都、滋賀など近隣地域への情報収集の機会を調整

#### 地域運行バス実証運行

時刻、経路を検討し、試走体験をし、改善案を共有

#### 移動支援普及のための研修会

専門家を招聘し、移動支援の仕組みの研鑽の機会を調整

#### 移動支援サービス作り伴走支援活動

伴走支援により1地区で事業が開始され、1地区で準備中

### ④ 主な成果(アウトカム※)

調査・人材育成・団体立ち上げを一体的に支援する伴走支援を通じて、住民主体による移動支援サービスを行う地区を新たに創出しました。令和7年度内の実施に至らなかった地区もありますが、今後の実施が見込まれる地区の形成にもつながっています。また、アンケートやヒアリング調査により、移動困難者の状況やニーズを把握する仕組みを構築し、地域の実態を可視化しました。さらに、研修会の開催を通じて、市内で初めて、住民同士の助け合いによる移動支援サービスを計画的に啓発・展開する基盤を整備しました。あわせて、フォーマル・インフォーマル双方の移動支援と住民ニーズをつなぐ調査を兼ねたモデル的取り組みを実施したほか、デマンド交通※の増加や、企業と地域のマッチングによる移動販売の仕組みづくりにも貢献しました。

### ⑤ 課題や今後の改善点

調査・人材育成・団体立ち上げを一体的に支援する伴走支援により、住民主体による移動支援サービスを行う地区を新たに創出したものの、現在、移動支援サービスがある地域は4地区に留まっています。今後、準備が進んでいる地区にサービス創設に向けた継続的支援を行うとともに、啓発活動を通じて新たな地域開拓を進める必要があります。また、移動ニーズの把握や移動支援活動普及、移動ニーズと移動支援サービスのマッチングについては、調査を兼ねたモデル的取り組みによって一定の効果が確認されましたが、本格的な実施には至りませんでした。移動ニーズと移動支援サービスを結び付ける仕組みの構築により、移動ニーズ解消に向けた前進が期待されることから、次期活動計画において取り組みを進めます。



## 評価レポート(マイノリティ※)



### ① 2020年の計画策定時の背景

マイノリティ※(少数派)と言われる人々は、差別や偏見により生きづらさを抱えています。LGBT※当事者の65.1%が誰にもカミングアウトしておらず、外国人の約32%、精神障がい者の78.5%が差別や嫌な経験をしたと回答しています。第4次地域福祉活動計画では、外国人・障がい者・LGBT※など多様な市民が共生し、安心して暮らせる社会をめざし、取り組みを進めました。

### ② どのような目標を立てたか

#### 「外国人・障がい者・LGBT※等のマイノリティ※で生きづらさを抱えている市民の減少」

### ③ 社会問題の解決に向けた取り組み

- ・偏見・差別を受ける人の減少
- ・(外国人)多言語での情報発信や窓口対応の増加
- ・子どもに十分な教育環境が提供されている
- ・(障がい)障がいに配慮された環境等の満足度向上
- ・(LGBT※)社会に家族として認められる

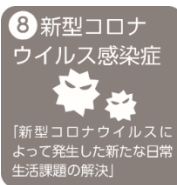
項目 <sup>①</sup>	2020年度 <sup>②</sup>	2025年度 <sup>③</sup>	成果のポイント <sup>④</sup>
偏見・差別を受ける人の減少をめざした学習機会の提供回数 <sup>⑤</sup>	30回 <sup>⑥</sup>	40回 <sup>⑦</sup> ※2024年度参考 <sup>⑧</sup>	より低年齢からの福祉学習プログラムを提供し、授業の企画から振り返りまで支援することができた。 <sup>⑨</sup>
災害時の情報収集や避難、支援方法等を学ぶ外国人の増加 <sup>⑩</sup>	0人 <sup>⑪</sup>	39人 <sup>⑫</sup>	養成した外国人防災リーダーは、能登半島における災害支援活動や、平時から外国人を含む困窮者支援のボランティア活動にも携わるなど、実践的な人材養成に繋がった。 <sup>⑬</sup>
障がい者理解に関する福祉教育プログラム提供回数 <sup>⑭</sup>	34回 <sup>⑮</sup>	51回 <sup>⑯</sup> ※2024年度参考 <sup>⑰</sup>	児童・生徒・地域住民が、障がい理解や社会問題について学ぶ機会が増加した。 <sup>⑱</sup>
LGBTQの社会問題を市民等に伝えた数 <sup>⑲</sup>	— <sup>⑳</sup>	活動レポートHP掲載 <sup>㉑</sup>	社会課題を発信し、共生意識の啓発を図った。 <sup>㉒</sup>

### ④ 主な成果(アウトカム※)

マイノリティ※の人々が抱える差別や偏見による生きづらさの解消に向け、社協は多様な市民が安心して暮らせる地域づくりを進めてきました。偏見解消を目的とした学習機会は2020年度の30回から2025年度には40回へと拡充し、低年齢層からの福祉学習が定着しました。また、3年間にわたり養成した外国人防災リーダーが被災地支援や防災訓練で活躍し、防災活動をけん引する外国人は0人から39人へと広がりました。さらに、障がい者理解の福祉教育やLGBT※等の社会課題に関する情報発信を通じ、地域全体の理解促進と共生意識の向上を図りました。

### ⑤ 課題や今後の改善点

外国人住民や障がい者LGBT※等の問題を「マイノリティ※」として一括りに捉えることが難しく、「12の課題」の一つとして量的評価での効果測定が困難であることが見えてきました。共生社会の実現に向けて、12の課題に通底する重要なテーマであるため、第5次伊賀市地域福祉活動計画ではルーツや特性、障がい種別で区別するのではなく、生活者の目線で取り組みを整理する方向です。新たな12の課題の中で、マイノリティ※の課題解決に向けた評価指標を設けていきます。



## 評価レポート(新型コロナウイルス感染症)



### ① 2020年の計画策定時の背景

新型コロナウイルス感染症の拡大は、失業や減収、社会的孤立、教育機会の喪失、健康活動の低下など、地域住民の生活に多方面で深刻な影響を及ぼしました。本事業は、コロナ禍により新たに顕在化・深刻化した日常生活課題に対し、食糧支援、相談支援、学習支援、地域交流・健康づくりを通じて生活の維持と回復を図ることを目的に実施しました。

### ② どのような目標を立てたか

#### 「新型コロナウイルスによって発生した新たな日常生活課題の解決」

### ③ 社会問題の解決に向けた取り組み

食の確保が困難となった人への支援として、緊急食糧等提供事業を実施し、令和3年度928セット、令和4年度654セット、令和5年度457セット、令和6年度341セットを提供しました。また、フードパントリー※では延べ1,073世帯を支援し、外出制限や収入減少下における生活不安の軽減に寄与しました。新型コロナウイルス緊急支援募金では、令和3年度1,322,983円、令和4年度1,382,333円を集め、必要な支援へとつなげました。

減収や失業により生活が困窮した人への支援として、緊急小口資金特例貸付に関する相談対応を行い、令和3年度414件、令和4年度48件(令和4年9月30日貸付終了)の相談を受け付けました。特例の制度は令和4年9月30日に終了しましたが、現在は償還に関する相談対応を継続し、生活再建に向けた支援を行っています。

濃厚接触者や外出困難者など、親族等の支援を得られない人を対象とした「おたがいさま便」では、事業開始から令和6年度までに延べ1,242世帯へ4,289セットの生活必需品を配達し、孤立防止と生活維持に大きく貢献しました。

### ④ 主な成果(アウトカム※)

困窮家庭における家庭全体への相談機会・教育機会の増加を目的に、子どもの学習・生活支援事業を実施し、令和3年度156回、令和4年度225回、令和5年度407回、令和6年度238回の支援を行いました。継続的な学習支援により、子どもたちの学びと生活の安定を支えました。

さらに、外出機会が減少する中でも健康的な生活を維持できるよう、ふれあい・いきいきサロンやラジオ体操交流活動を推進しました。令和6年度には、ふれあい・いきいきサロンに延べ43,879人が参加し、ラジオ体操交流活動では21団体・10,384人が参加するなど、地域における新たな交流と運動習慣の定着が見られました。

### ⑤ 課題や今後の改善点

本事業は、コロナ禍の緊急期における生活支援として一定の成果を上げるとともに、感染症法上の位置づけ変更後も、生活困窮や孤立、教育格差といった課題が継続して存在することを明らかにしました。今後は、コロナ禍を契機に顕在化した課題を平時の地域生活課題として捉え、誰一人取り残さない地域づくりに向けた支援を継続していきます。

## 9 生活困窮



「生活困窮から脱することのできる機会が公平にある社会の実現」

# 評価レポート(生活困窮)



### ① 2020 年の計画策定時の背景

本事業は、コロナ禍を契機として顕在化・深刻化した生活困窮の課題に対し、「生活困窮から脱することのできる機会が公平にある社会の実現」をインパクトゴール※に掲げ、食糧支援、相談支援、資金支援、居場所支援等を組み合わせた包括的な支援を行ってきました。

### ② どのような目標を立てたか

「生活困窮から脱することのできる機会が公平にある社会の実現」

### ③ 社会問題の解決に向けた取り組み

2021 年度以降、生活困窮に関する相談件数は年間 2,000 件を超えて推移し、2023 年度には 4,849 件、2024 年度には 4,640 件に達した。これは、コロナ禍による一時的な影響にとどまらず、物価高騰や不安定な雇用状況などを背景に、生活基盤の不安を抱える世帯や個人が継続的に存在していることを示しています。相談支援は、食糧支援や制度利用、就労支援等へつなぐ重要な入口として機能してきました。

### ④ 主な成果(アウトカム※)

食糧支援については、緊急食糧支援として 2021 年度に延べ 481 世帯、928 セットを提供し、その後もニーズに応じて継続しました。支援世帯数および提供件数は年々減少し、2024 年度には 190 世帯、341 セットとなりました。これは、緊急的な食糧不足への対応が一定程度進んだことを示しています。一方で、フードパントリー※を通じた支援は複数年にわたり実施され、延べ 300 世帯以上が利用する年度もあり、安定的な食糧支援の仕組みとして定着してきました。

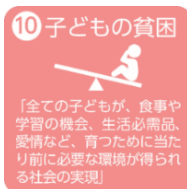
また、全国各地で生活に困難を抱える伊賀出身学生を対象に「伊賀学生エール便」を創設し、2022 年度には 356 人の学生に食糧支援を届けました。これにより、地元とのつながりを維持しながら学生の生活を支える新たな支援モデルを構築することができました。

資金的支援においては、伊賀市における緊急小口資金特例貸付の一翼を担い、2020 年から 2022 年までに 462 件の貸付が実施されました。急激な収入減少に直面した世帯への迅速な支援は、生活の破綻を防ぐ上で大きな役割を果たしました。

これらの取り組みにより、コロナ禍における緊急的な生活困窮への支援体制は概ね構築され、各施策は一定の成果を上げて完了段階に至っています。一方で、相談件数の高止まりが示すとおり、生活困窮の課題は依然として継続しており、緊急支援から予防的・自立支援型の支援へと重点を移す必要があります。

### ⑤ 課題や今後の改善点

今後は、食糧支援や相談支援を入口として、就労支援や居場所支援、地域とのつながりづくりを組み合わせ、生活困窮に陥る前段階での早期発見と支援につなげていきます。誰もが孤立せず、必要な支援にアクセスできる地域づくりを進めることで、生活困窮から脱する機会が公平に保障される社会の実現を目指していきます。



## 評価レポート(子どもの貧困)



### ① 2020年の計画策定時の背景

2020年に活動計画の策定を進めていた当時、伊賀市社協において子どもの貧困に特化した取り組みは存在せず、市内全体を見ても月1回程度の子ども食堂や限定的な訪問型学習支援が行われているのみでした。しかし、社会課題分析や現場での実態把握を進める中で、支援を自ら求めることができる家庭だけでなく、自力では支援につながるができない世帯が数多く存在することが明らかとなりました。本当に支援を必要とする子どもや家庭ほど、既存の行政サービスや福祉制度から取り残されているという現実が浮き彫りになりました。

こうした状況を踏まえ、課題解決に向けた体系的な取り組みを開始しました。子どもの貧困を、食事や学習だけでなく、生活環境や人との関わりを含めた複合的な課題として捉え、分野横断的な支援を展開しました。

### ② どのような目標を立てたか

**「全ての子どもが、食事や学習の機会、生活必需品、愛情など、育つために当たり前に必要な環境が得られる社会の実現」**

### ③ 社会問題の解決に向けた取り組み

具体的には、満足な食事がとれない子どもに対して、フードパントリー※や緊急食糧支援を実施するとともに、給食のない夏休みなどの長期休暇中に痩せてしまう子どもへの重点的な食糧支援を行いました。また、親の理解や支援が得られず進学が困難な子どもに対しては、学習支援に加え、進学説明、奨学金情報の提供、進学手続きの伴走・代行支援などを実施しました。さらに、親との関わりが不足している子どもに対しては、居場所づくりを通じて自己肯定感や生き抜く力といった非認知能力※の育成を図るとともに、家庭訪問等による家族支援型のアプローチにも取り組みました。

### ④ 主な成果(アウトカム※)

これらの取り組みにより、週3回の食事支援、長期休暇中の食事支援、ネグレクト※等で食事が確保できない子どもへの支援、無料学習支援、進学支援システム、生活必需品の直接給付、洗濯や入浴の支援、歯科検診や歯磨き習慣づくり、誕生日やクリスマスを祝う体験の提供、非認知能力※向上の仕組み、子どもの第三の居場所の創設など、16の成果を達成しました。これらの多くは伊賀市内、あるいは県内でも初となる取り組みであり、地域における支援の空白を埋める役割を果たしました。

### ⑤ 課題や今後の改善点

一方で、取り組みを通じて、行政サービスや既存制度を強化するだけでは救えない家庭が確実に存在すること、また、子どもの養育が十分にできていない状況を親の責任として責めるだけでは問題の解決につながらず、親自身も支援を必要としているケースが多いことが明らかになりました。今後は、中学生世代への支援の強化をはじめ、居場所機能のさらなる充実、行政サービスや制度が届かない層への支援拡充、機能不全家庭※に対する相談・支援体制の強化を図り、子どもへの直接支援と家庭全体への支援を両輪とした取り組みを次期計画に繋げていきます。



## 評価レポート(住まい)

### ① 2020年の計画策定時の背景

2020年時点ですでに多くのニーズはあったものの、入居拒否等に遭った人の住まい確保を支援する仕組みは伊賀市においては全くない状況でした。経済的困窮や社会的孤立、制度の狭間に置かれる人が増える中で、住まいを失う、あるいは確保できないという問題が深刻化し、個別支援と制度整備の両面からの対応が求められていました。しかし、官民が一体となって課題を協議・検討する場もなく、包括的な支援体制の構築が大きな問題となっていました。

### ② どのような目標を立てたか

**「高齢・障がい・貧困等で住まいを確保できない人をなくす」**

### ③ 社会問題の解決に向けた取り組み

ロジックモデル※により住まいに関する問題を確認しながら、これまで全くなかった仕組みの構築を図ることで問題の解決に取り組みました。新たな仕組みとして、官民の住宅部局・福祉部局が連携し、新たに居住支援協議会※を立ち上げる調整を進めました。さらに、家賃債務保証会社の審査を通過できないことや、緊急連絡先となる人がいないことが入居の障壁となっている実態を踏まえ、家賃債務保証や緊急連絡先を確保するための新たな仕組みづくりに向けた検討を進めました。加えて、通常の入居ルートでは住まいを確保できない人に対し、つなぎの住まいとして公営住宅を短期入居用として活用する仕組みを検討しました。また、新たな仕組みの構築だけでなく、従前から行っていた住まいの確保が困難な人に対する相談支援も継続し、当初は2件だった住まい確保の実績が、4件、15件、17件、20件と年々増加しました。

### ④ 主な成果(アウトカム※)

全くなかった状況から、新規で、住まい確保を支援する仕組みを複数創設しました。具体的には、まず、伊賀市と協働で居住支援協議会※を設立しました。また、居住支援法人※向けの家賃債務保証プランを構築しました。加えて、緊急連絡先の確保の検討を進め現在は受任に至っています。さらに、通常の入居ルートでは住まいを確保できない人に対し、公営住宅を短期入居用として活用する仕組みを実現しました。

### ⑤ 課題や今後の改善点

住まいの確保が困難な人への伴走型支援は着実に成果を上げ、住まい確保件数の増加や新たな制度・仕組みの創出につながりました。一方で、受け皿となる住宅や支援体制の不足、事業の定着・継続に向けた課題も明らかとなりました。今後は、地域や関係機関との連携をさらに深め、誰もが安心して暮らし続けられる住まい支援の基盤づくりを進めていきます。具体的には、入居前の課題として、紹介できる物件が少ないことが挙げられます。また、家賃債務保証会社の審査に通らないことや、緊急連絡先の確保が難しいことが挙げられます。入居中の課題として、見守り等による事故物件※にしない取組みの必要性が挙げられます。死後の課題として、残置物処理や遺体の引取り等の問題が挙げられます。これらの解決策について、居住支援協議会※において官民で協議を行っていきます。見守りについてはAIの活用も検討していきます。また、居住支援法人※として、明確な相談先としての役割を担っていきます。



## 評価レポート(終活)



### ① 2020年の計画策定時の背景

人と人との関係が希薄になってきており、孤独死※や、葬式をする人・遺品を整理する人の不在等の問題が起きていました。また、終活の仕方がわからない人も多く、悪徳商法等の被害も全国各地で報告されていました。伊賀市社協は成年後見サポートセンターでの相談支援や権利擁護ネットワークづくり等をしていましたが、終活や身寄りがいない人を対象とした活動は限定的でした。

### ② どのような目標を立てたか

**「本人が望む『最期までの生き方と逝き方』ができる社会の実現」**

### ③ 社会問題の解決に向けた取り組み

「人生の最期への不安を抱える人の減少」を目指し、①終活を学ぶための啓発・学習活動、②保証人不在で断られないための保証に関する仕組みづくり、③終活の相談のための活動(相談や成年後見制度※の申立支援等)に取り組むこととしました。遺言や死後事務※委任、成年後見制度※等の講演会を行い、終活の情報を広報に掲載し、終活の相談にも対応してきました。行政書士と連携して任意後見や見守り契約の紹介も行い、終活の問題解決に向けて取り組みました。

項目	2020年度 (当初)	2025年度 (推計等)	成果のポイント
本人の望む逝き方ができる終活について学ぶことができている人の人数(終活セミナー参加者数)	—	197名/4回	参加しやすいように相続や遺言等の関心が高いテーマを設定した
保証人不在で断られる人の減少(法定後見、任意後見、見守り契約)	—	43件 (R8.2.28 現在)	行政書士との連携を強化

### ④ 主な成果(アウトカム※)

任意後見や見守り契約を利用することで、死後事務※(葬儀・お墓・遺品整理)等の準備ができる人が増えました。また、成年後見制度※や遺言等を理解することで、認知症になった際の準備ができる人を増やすことができました。成年後見制度※の相談を通じて、終活に不安がある人が相談できるようになりました。

### ⑤ 課題や今後の改善点

成年後見制度※の利用支援や終活セミナーの開催、終活の情報提供をすることは、終活の推進に寄与しています。しかし、身寄りがいない人の入院・入所や死後に手続きをする人がいないことの問題が増えてきています。今後は以下の点に注力します。

- 相談・情報発信の強化: 終活の情報発信や関係機関と連携して相談対応の強化を図る
- 仕組みづくり: 入院・入所支援、死後事務※支援、任意後見等の支援の仕組みの構築

【第4次伊賀市地域福祉活動計画推進および第5次伊賀市地域福祉活動計画策定経過】

会議等	開催日	取り組み内容
地域福祉活動 推進会議	R4年 3月16日	【第1回】・第4次地域福祉活動計画の推進
	8月18日	【第2回】・令和3年及び令和4年度計画の重点取り組み
	R5年 3月15日	【第3回】・第4次地域福祉活動計画の推進状況報告
	12月5日	【第4回】・推進状況および見えてきた課題・今後重点取り組み方向性
	R6年 3月28日	【第5回】・評価指標設定・確認、対策活動の進捗状況と取り組み方向性
	9月4日	【第6回】・課題に関する進捗状況と今後の取り組みや方向性
	12月26日	【第7回】 ・課題解決に向けた推進における課題・今後の方向性、評価指標の進捗状況・意見交換会(ワールドカフェ形式)
	R7年 3月21日	【第8回】 ・各チーム進捗状況・第5次伊賀市地域福祉計画 策定方針(案)・第5次伊賀市地域福祉活動計画 策定方針(案) 他
	6月27日	【第9回】 ・各チーム推進状況・評価指標の報告・タウンミーティングの報告・地域福祉ネットワーク会議※の開催について
	10月30日	【第10回】 第4次伊賀市地域福祉活動計画の推進状況・評価指標の報告・タウンミーティングの報告・地域福祉ネットワーク会議※および連絡会について
	R8年 2月10日	【第11回】 地域福祉ネットワーク会議※ふり返りシート・第10回地域福祉活動推進会議でのご意見について・中間案からの変更点について
地域福祉活動推進 プロジェクト会議 (社協)	R3年4月～ R8年3月 まで	(2021) 4/12、5/12、8/3、9/21、10/21、12/21、3/17 (2022) 5/26、8/9、10/24、12/20、2/20 (2023) 6/28、9/27、11/27、12/27、2/28 (2024) 8/9、11/12、12/5、3/19 (2025) 6/3、8/1、10/10、11/26、1/20 <b>計 26回開催</b>
地域福祉活動推進 コア会議(市・社協)	R7年4月～ R8年3月	4/10、5/8、6/12、7/10、8/14、9/11、10/9 11/13、12/11、1/8、2/12、3/12 <b>計 12回開催</b>
伊賀市地域福祉計画 タウンミーティング(市・ 社協)	R7年 6月15日	総合計画×地域福祉計画タウンミーティング ～伊賀市の未来を考える～
地域福祉 ネットワーク会議 ワークショップ※ (39住民自治協議会 単位)	R7年6月～ 12月	6/18 神戸、7/7 阿波、7/25 新居、7/25 柘植、7/28 ゆめが丘 7/31 東部、8/5 花之木・上津、8/8 上野南部、8/20 古山・上野西部 8/27 山田、8/29 布引、9/1 きじが台、9/2 小田、9/10 壬生野 9/12 矢持、9/16 博要、9/19 猪田ひだまり会、9/19 友生、9/20 鞆田 9/22 阿 保・八幡、9/24 府中、9/25 比自岐、9/26 河合・中瀬・桐ヶ丘 9/27 高尾、9/28 諏訪、10/4 玉滝、10/14 島ヶ原・丸柱 10/15 依那古、10/22 三田、11/12 長田、12/10 花垣、12/12・2/22 西柘植 12/17 久米 <b>39地区で開催</b>
組織・団体等での テーマ別 ワークショップ※	R7年6月～ R7年10月	・6/12 岡波看護専門学校 ・7/23 地域福祉ネットワーク会議※連絡会 ・8/19 民生委員児童(高齢障がい部会) ・9/9 民生委員児童委員(地域福祉部会) ・9/29 いが見守り支援員基礎講座 ・10/3 いがまち阿山サロン交流会 ・10/24 伊賀白鳳高等学校 <b>計 7回開催</b>

### 3. 地域を取り巻く現状と地域生活課題

第4次伊賀市地域福祉活動計画を推進する中で、住民や地域にもたらした変化や成果を踏まえ、以下のような地域生活課題が明らかになりました。これらの課題を改善につなげるため、第5次伊賀市地域福祉活動計画の策定に反映しました。

〈伊賀市における地域生活課題の一部〉

①	食事や教育機会、生活必需品、愛情など、育つために当たり前に必要な環境を得ることができない子どもたちがいる
②	望まない孤独・孤立の状態にあり、必要な支援を受けられない人がいる
③	要配慮者が逃げ遅れる可能性があり、早期の通常生活復帰が困難な被災者がいる
④	地域活動団体の運営基盤と活動が弱体化している
⑤	生活困窮から脱出することのできない人たちがいる
⑥	高齢・障がい・貧困・外国籍等で住まい(注)を確保できない(注:病院、施設を除く)
⑦	親なきあとの準備ができていないことによる問題が発生している
⑧	判断能力の変化によって、本人の意思と権利が保障されない。生活基盤が維持されず、財産が守られない
⑨	死後の事務を託せる先がなく、不安や困難を抱える人が多くいる
⑩	ひきこもりに対する誤解や偏見により、ひきこもり当事者や家族が社会から孤立をして、人としての権利や機会を損なわれている
⑪	移動手段がなく、病院や買い物に行くことができない
⑫	認知症を原因とした行方不明になる人が毎年いる

### 第3章 第5次伊賀市地域福祉活動計画における活動目標

地域福祉活動計画では、解決すべき 12 の地域生活課題に対し、どのような社会を実現したいか、12 の目標(=インパクトゴール※)を設定しました。

さらに、課題となっている原因の分析と、地域生活課題を防ぐための対策を示し、目標の実現に向けて取り組みます。

#### ● みんなでめざす、わたしたちのまちづくりの目標

- ① 子どもの貧困…………… 伊賀市のすべての子どもが、生まれ育つ環境に左右されることなく、食事、教育、生活必需品、医療、体験、生活環境、心の拠り所など、育つためにあって然るべき環境を得られる社会の実現
- ② 孤独・孤立…………… 望まない孤独・孤立のない社会の実現
- ③ 災害…………… 災害時要配慮者の逃げ遅れゼロと、被災者の安心・安全及び早期日常生活復帰の実現
- ④ 地域活動運営…………… 地域活動団体の運営基盤強化と活動の活性化
- ⑤ 生活困窮…………… 誰もが衣食住の保証があり、生活困窮から脱することのできる社会
- ⑥ 住まい…………… 高齢・障がい・貧困・外国籍等で住まいを確保できない人をなくす
- ⑦ 親なきあと…………… 障がい者とその家族が「親なき後」を日本一安心して迎えられる社会の実現
- ⑧ 認知症の人の権利擁護… 判断能力の変化に関わらず、本人の意思と権利が保障され、生活基盤と財産が安定的に守られる社会の実現
- ⑨ 死後事務※困難…………… 死後の事務を託せる先がなく、不安や困難を抱える人をなくす
- ⑩ ひきこもり…………… 社会復帰を望む全てのひきこもり状態にある人が、その願いを形にできる社会の実現
- ⑪ 買い物・受診困難…………… 高齢や障がい等で移動に困難を抱える住民が「日常生活に必要な買い物や病院受診」をできる社会の実現
- ⑫ 認知症の人の行方不明… 認知症を原因とする行方不明による死亡者をゼロにする



# ① 子どもの貧困



「伊賀市のすべての子どもが、生まれ育つ環境に左右されることなく、食事、教育、生活必需品、医療、体験、生活環境、心の拠り所など、育つためにあって然るべき環境を得られる社会の実現」

## 推計1,200人の伊賀市の子どもの貧困問題 支援の空白にいた子どもたちへの介入

地域生活課題の現状

- 子どもの貧困率 約9人に1人が貧困
- 日本のひとり親世帯の貧困率

約2世帯に1世帯が貧困 (厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査」)  
OECD加盟国36カ国中 ワースト5位 (OECD)

日本では約9人に1人の子どもが貧困状態にあり、母子世帯では約2世帯に1世帯が貧困に直面しています。これを伊賀市に当てはめると、約1,200人の子どもが生活困窮の状況で暮らしていると推計されます。生活困窮世帯の子ども

の生活を分析したところ、食事、教育、生活必需品、医療、体験、生活環境、心の拠り所など、あらゆる面で不足を抱えていることが明らかになりました。具体的には、十分な食事がとれない、上靴や体操着、水着、ランドセル等の学用品を揃えられない、高校進学や卒業が難しい、暖かい衣類や布団、眼鏡、生理用品等の生活用品を購入できないといった状況が見られます。

また、保険料滞納等による保険証の無効化により医療費の全額負担が困難となり、高熱が出ても受診を控えざるを得ないケースや、入浴や洗濯ができず不衛生な環境で暮らしている、経済的理由で修学旅行に参加できないなど、子どもにとって当たり前にあるべき環境が欠けている現状があります。なかでも支援の空白として深刻なのが、親に病気や障害等があり、子どもを支える力が低下している家庭の子どもたちです。



日本の行政サービスや福祉制度は申請主義であるため、こうした家庭では必要な申請が行われなかったり、申請しても支援が子どもに届かなかったりするケースが少なくありません。その結果、子どもに必要な支援が届かないまま取り残されてしまうことも多く、必要な食料や物品の給付を含む、子ども本人への直接支援が不可欠となっています。

伊賀市において特に支援が不足しているのは、長期休暇時に給食がなく食事が取れない子どもへの食料支援、高校・大学への進学に向けた学習や手続きの支援、自己肯定感や生き抜く力といった非認知能力※の成長支援、家庭訪問等による世帯全体への支援(家族支援型アプローチ)などです。「伊賀市のすべての子どもが、生まれ育つ環境に左右されることなく、食事、教育、生活必需品、医療、体験、生活環境、心の拠り所など、育つためにあって然るべき環境を得られる社会の実現」に向けて、家族の機能が低下している家庭の子どもへの支援の充実が強く求められています。

### 地域生活課題の分析

公的支援の充実等により、自力で支援につながれる生活困窮世帯には一定の支援が届くようになりましたが、自力でサービスへのアクセスが困難な家族の機能が低下している家庭の子どもでは特に、下記の項目に不足が見られ、早急な対策が必要です。

食事	教育	生活必需品	医療	体験	生活環境	非認知能力※	世帯の子どもを支える力
十分な食事がとれず、栄養不足が成長・学力に影響。長期休暇時に痩せる。高校昼食時も弁当がない	親の年収が学力や進学に影響し、高校・大学等の進学が困難。親に進学の理解が得られない	冬の暖かい衣服や布団、メガネ、生理用品等を用意できない。自転車がなく運転もできない	子どもの医療費無料でも親の健康保険切れで十割負担になり、熱が出ても、虫歯になっても受診を控える	自然・文化的体験が不足。カバンやお小遣い等が用意できず修学旅行に参加できない。部活も参加困難	毎日の入浴や洗濯ができず、家も清掃されておらず、不衛生な環境で暮らしている	生活困窮世帯ほど忍耐力、回復力、意欲・向上心等の生き抜く力(非認知能力※)が低い	子どもに寄り添う力、進学・通学の手続きを行う力等の世帯の子どもを支える力が不足

## 子どもの貧困に関する地域生活課題の解決に向けた対策

### 対策のための活動例

- 満足な食事ができる
  - 1日3食の食事を摂ることができる
- 十分な教育を受けることができる
  - 生活困窮世帯等の子どもの高校進学率の向上
  - 生活困窮世帯等の子どもの高校中退者の減少
  - 生活困窮世帯の子どもたちが一般家庭と同等の学力を持ち進学できる
- 生活必需品や生活に必要な不可欠な事項の資金が不足していても用意することができる
  - 必要な衣服が確保できる
- 適正な医療が受けることができる
  - 子どもの虫歯を放置する家庭の子どもの虫歯が適切に治療される
- 基本的な生活習慣を身につけることができる
  - 毎日歯磨きが出来る
  - 料理の仕方が分かる
- 基本的な社会性を身につけることができる
  - 一般の子どもがしている遊びの体験をすることができる
- 心の拠り所となる居場所がある
  - 必要とされる場所がある
  - 家以外で自分を受け入れてくれる居場所がある
- 子ども時代に誰もが経験していることを経験できる
  - クリスマスにケーキやプレゼントが用意されている
  - 誕生日にケーキやプレゼントを貰ってお祝いしてもらえる
- 非認知能力※が低い生活困窮世帯の子どもの減少
  - 自己肯定感が低い子の減少
  - 困った時や悩んだ時に相談できる子どもの増加
- 世帯の子どもを支える力の向上
  - 進学や通学等に必要の手続きを親がせずに子どもに支障がでる世帯の減少

- ・フードパントリー※
- ・緊急食糧等提供事業
- ・地域食堂※・子ども食堂、地域食堂※担い手養成講座
- ・無料学習塾設置支援事業(新)
- ・学校・福祉連携生徒支援活動(新)
- ・奨学金紹介相談活動(新)
- ・子どもの学習・生活支援事業
- ・子どもの教育・生活・人生を守る給付事業(新)
- ・洋服給付事業(新)
- ・生活困窮世帯等子ども定期歯科検診活動
- ・子ども歯磨き支援活動(新)
- ・子ども料理教室活動(新)
- ・子ども遊び体験支援活動(新)
- ・子ども自然体験支援活動(新)
- ・子ども第三の居場所運営事業
- ・クリスマスケーキ&プレゼント配布活動(新)
- ・誕生日ケーキ&プレゼント配布事業(新)
- ・成功体験支援活動(新)
- ・生活習慣能力向上活動(新)
- ・自立相談支援事業
- ・家計改善支援事業
- ・進学・通学手続き支援活動(新)

### 重点活動

#### 子どもに直接アプローチできる ① 子ども支援拠点の運営強化

子どもたちへの食事・教育・体験の提供、生活習慣・社会性・非認知能力※等を高める支援などによって市内の子どもの貧困対策を行う重点拠点として、子ども第三の居場所の運営と機能強化を行います。

#### あるべき支援が届かず ② 危機にある子どもへの直接支援

申請等が出来ず、行政サービスや福祉制度が届かず、危機に瀕している子どもに対して直接支援を行います。個人的なニーズ等で公的財源では困難な場合は、寄付金による柔軟な支援を行います。

#### 子どもを支える「世帯の力」を高める ③ 家族機能向上支援

家族の機能が低下している家庭には子どもと家族の両方のサポートが求められます。全国に先駆けて「家族支援型」の支援システムの確立を行い一人一人の地域生活課題の解決を目指します。

### ● 評価指標の例

- ・ 長期休暇時に給食がなく痩せてしまう子ども等に対する食事提供数
- ・ 子ども第三の居場所の利用により、非認知能力※の向上が確認された子どもの割合

## ② 孤独・孤立



「望まない孤独・孤立のない社会の実現」

### 孤独・孤立は世界で1日約2,400人の命を奪う、深刻な健康リスク。問題に正面から向き合う先進対策とは。

地域生活課題の現状

- 早死するリスクが50%増加する (表1)
- 日本の人口の約4割が孤独を感じている (注1)

注1 孤独・孤立の実態把握に関する全国調査 (内閣府 令和6年実施)

- 孤独・孤立にある人 伊賀市で約2.8万人推計 (注2)

注2 孤独・孤立の実態把握に関する全国調査 (内閣府 令和6年実施)の結果を、令和7年7月末日の伊賀市の16歳以上の人口で推計にあてはめて推計

孤独と孤立は、単なる感情の問題にとどまらず、脳卒中や心臓病、糖尿病、うつ病、不安、自殺リスクの増加など、身

体的・精神的健康に深刻な影響を及ぼすことが指摘されています。世界保健機関 (WHO)は、「誰とでもつながれる可能性が無限大であるなかでも、多くの人が望まない孤独・孤立の状態にある」とし、「この状況を放置すれば、教育・雇用・保健をはじめとする社会全般に数十億ドルの損失をもたらす」と警告しています。研究者からも、孤独や孤立が健康に及ぼす悪影響は極めて広範かつ深刻であることが、数多くの研究や機関によって示されています。孤独・孤立の背景には、「家族関係の変化」「友人・学縁・社縁の希薄化」「地域活動の弱体化等による近隣住民のつながりの減少」「新たなつながりを作れる機会の減少」「移動手段の減少」「健康問題」「地域に馴染めない人の存在」「助け合い文化の脆弱性」「孤独・孤立にある人に対するフォーマル・インフォーマルサービス※の不足」など、複合的な要因があります。日本では、2050年に全世界帯の約44%が単身世帯になると推計されており、今後、孤独・孤立のリスクを抱える人はさらに増加すると見込まれています。こうした課題に対応できなければ、健康問題を抱える人が増え、医療や介護を必要とする期間が長期化する恐れがあります。解決に向けた支援においては、「孤独・孤立にある人を早期に発見の仕組み」や「発見後に解決に向けて積極的に介入する仕組み」が十分に整っておらず、支援の空白が生じていることが課題です。また、福祉関係者の間においても、孤独・孤立を深刻な社会問題として捉える意識や、支援の優先度が必ずしも高くない現状があります。一方で、地域活動への参加や役割を持つことは、孤独・孤立の予防につながり、健康寿命を伸ばす効果があるとされています。そのため、「地域活動の活性化に向けた伴走支援」を推進していくことが重要です。そこで、すべての人が望まない孤独・孤立に陥ることを防ぐとともに、すでに孤独・孤立の状態にある人に対して適切かつ積極的に介入する仕組みを構築し、「望まない孤独・孤立のない社会の実現」を目指します。

表1「孤独・孤立」の健康リスク

- ・孤独を感じる人は正常な人と比べて死亡率が1.3倍～2.8倍上昇する
- ・一人で食事をしている高齢者の死亡リスクは1.2倍増加する
- ・早死リスクが肥満の2倍
- ・1日タバコを15本吸うのに匹敵
- ・心疾患発症が1.3倍
- ・アルコール中毒と同等の健康リスク
- ・アルツハイマー型認知症発症が2.1倍
- ・認知機能の衰えるスピードが1.2倍早くなる
- ・うつ病発症が2.7倍
- ・自殺リスクが3.9倍
- ・糖尿病発症リスクが1.4倍

(シカゴ大学 ジョン・カシオ博士ほか アメリカ科学振興協会での報告 2014年)

(米ブリガム・ヤング大学 ジュリアン・ホルト・ランスタッド教授ほか「Perspectives on Psychological Science」2015年)

### 地域生活課題の分析

孤独・孤立問題は下記に関連しており、解決に向けてより効果的なポイントを中心に対策を行なっていく必要があります。

家族・友人等の関係の希薄化	地域活動の弱体化	つながりを作る機会の不足	移動手段の減少	健康問題	孤独・孤立への介入支援の不足
家族や友人、学縁、社縁等の継続が困難になる。	自治会等の地域活動が弱体化し、近隣住民との関係が希薄化している。	自治会活動等に代わる地域で繋がりを作る機会が不足している。	免許返納等で交通手段が減少し、友人等に会う機会も減少する。	要支援・要介護になる等で介助なしには人と会えなくなる。	福祉関係者等において、孤独・孤立状態にあることのみでも深刻な問題と捉え、孤独・孤立にある人の発見、発見後の介入、状況改善に向けたアプローチ等を積極的に行う仕組みが不足している。

# 孤独・孤立に関する地域生活課題の解決に向けた対策

対策のための活動例

- 家族・友人・学縁・社縁等のつながりのある人の増加
  - 孤独・孤立になる可能性が高い学生等が、学生時代から支援者と繋がり卒業後も関係が保たれる
  - 自分に合った交流の場や居場所がある人の増加
  - 将来の備えをしている人の増加
  - 緊急時に助けを呼べる人がいる人の増加
- 地域の付き合いの濃化
  - 新たなつながりや友人をつくる機会の増加
- 健康状態が悪化しても繋がり続けることのできる人の増加
  - 福祉等の専門職とつながっている人の増加
- 孤独・孤立を深刻で積極的に解決すべき問題と捉える人の増加
  - 「望まない孤独・孤立」が生活や健康に支障が出る大きな問題であるということを学ぶ機会の増加
  - 自分の身近にいる人が「望まない孤独・孤立」にあるかもしれないことに気づく人の増加
- 孤独・孤立を積極的に発見する仕組みがある
  - 孤独・孤立の状態にある人を発見のしくみがある
  - 福祉関係機関等に相談や連絡できる人の増加
- 孤独・孤立の問題のみでも、解決に向けた介入や支援を受けられる人の増加
  - 孤独・孤立の問題を相談できる専門窓口がある
  - 「望まない孤独・孤立」を解決できる方法とつながれる人の増加

- ・(仮称)ケアネット活動(新)
- ・認知症・介護予防教室、地域介護教室の運営支援
- ・「ラジオ体操で交流」支援事業の普及
- ・ボランティア活動の普及
- ・つながりができる情報の発信
- ・市民の第三の居場所の普及・運営支援
- ・ひきこもり状態にある人へのサポート(nest※、家族会)
- ・専門職や地域福祉コーディネーターの伴走型支援
- ・終活支援(エンディングノートや遺言の作成啓発、終活セミナーの開催)

- ・行政、学校、企業、専門職、地域、議会などを対象にした孤独・孤立の深刻さを理解する啓発活動
- ・相談、連絡窓口等の情報提供
- ・孤独・孤立問題を学ぶ研修会の開催

- ・孤独・孤立相談支援(発見・積極的通報・連絡・相談)活動
- ・孤独・孤立発見支援ボランティアとの連携活動(配達員等訪問活動する人との連携)

- ・孤独・孤立を解決する専門窓口の設置(新)
- ・包括的支援体制の構築と運用(重層的支援体制整備事業)

## 重点活動

孤独・孤立の深刻さを理解する

### ① 広報・啓発活動

行政、学校、企業、専門職、地域、議会などを対象にした孤独・孤立の深刻さを理解する啓発活動や研修会を実施します。

隠れた孤独・孤立を見つける

### ② 発見のしくみづくり

生活のなかで孤独・孤立の状態にある(かもしれない)人を発見するシステムをつくり、孤独・孤立の状況のみでも積極的な解決に繋げるしくみをつくりまます。

積極的に解決に導くための

### ③ 介入のしくみづくり

孤独・孤立の問題のみでも、発見後に迅速かつ積極的な介入が行われ、解決に向けた支援を受けられるしくみづくりを行います。

## ● 評価指標の例

- ・孤独・孤立の問題を知る機会とつながった人の数
- ・孤独・孤立の状態にある(かもしれない)人が相談につながった数
- ・孤独・孤立の問題にかかわる専門相談窓口の数

### ③ 災害



「災害時要配慮者の逃げ遅れゼロと、被災者の安心・安全及び早期日常生活復帰の実現」

## 災害のたびに繰り返される“逃げ遅れ”支援の空白に踏み込む、伊賀市の防災対策活動

### 地域生活課題の現状

- 発災時の避難支援が必要な人
  - ▶ 伊賀市の避難行動要支援者※2700人
- 発災時の支援者が決まっている避難行動要支援者※
  - ▶ 伊賀市の避難行動要支援者※の5%（伊賀市）

伊賀地域では、右表のとおり、伊賀上野地震で死者600名、東近畿大水害で死

者・行方不明者336名を出すなど、これまで幾度も大きな災害被災を経験してきた歴史があります。災害時の課題は「①逃げ遅れ」「②避難生活」「③復興・生活再建」の三段階に整理することができます。「①逃げ遅れ」については、東日本大震災や近年の全国各地の豪雨災害において、高齢者が被災者の6～9割を占め、障がい者の被災率も高いことが明らかになっており、避難支援体制の不十分さが被害拡大の一因とされています。一方、伊賀市では約1,500人の避難行動要支援者※が登録されていますが、個別避難計画により支援者が決定しているのは全体の約5%にとどまっています。さらに、避難行動要支援者※の逃げ遅れを防ぐためには、発災前の事前避難を迅速かつ安全に行う仕組みと受け入れ態勢の整備が不可欠ですが、その体制は整っておらず、支援の空白が発生しています。「②避難生活」においては、災害関連死を防ぐための対策や、福祉避難所の円滑な運営支援が課題です。「③復興・生活再建」では、個別訪問などによる積極的なアウトリーチを通じて被災者のニーズを迅速に把握し、生活再建に向けた支援を行なう体制の構築が求められます。これらを踏まえ「災害時の避難行動要支援者※の逃げ遅れゼロと被災者の安心・安全な避難生活及び早期日常生活復帰の実現」を目指します。

年代	災害名・出来事	被害概要・影響
1496年 (明応7年)	明応地震 (東海・南海地震)	城・寺院・民家の倒壊記録あり。木津川・名張川流域で地割れ・地すべりが発生
1586年 (天正13年)	天正地震 (美濃・近江地震)	伊賀上野城下で城壁・武家屋敷・寺院が倒壊し、多数の死傷者が発生
1614年 (慶長19年)	慶長伊賀地震	伏見・奈良・伊賀で強震。上野城下で瓦屋根土塀が倒壊し、家屋被害多数
1707年 (宝永4年)	宝永地震 (南海トラフ巨大地震)	伊賀上野で震度6相当の揺れ。家屋の約2割が倒壊し、死傷者が発生
1854年 (安政元年)	安政伊賀上野地震	伊賀上野直下を震源とし、町家の約6割が倒壊、死者約1,000人、負傷者2,000人超
1868年 (明治元年)	慶応四年洪水	豪雨や台風により木津川・服部川が氾濫し、浸水・農地流失や堤防破損が発生
1953年 (昭和28年)	東近畿大水害／南山城水害(大規模水害)	8月の前線豪雨により洪水・土砂災害が発生し、伊賀地方に広く被害
1959年 (昭和34年)	伊勢湾台風 (台風・高潮・豪雨)	台風による豪雨で県内各地の河川が氾濫し、名張川周辺で浸水被害が発生
2013年 (平成25年)	台風18号による洪水・豪雨被害	国道422号(木津川堤防上)が約200mにわたり崩落

- 伊賀市避難行動要支援者※名簿対象者  
(次のいずれかの条件を満たす人※施設入所者等は除く)
- ① 要介護認定3～5を受けている人
  - ② 身体障害者手帳1・2級(総合等級)の第1種を所持する人  
(心臓、じん臓機能障害のみで該当する人は除く)
  - ③ 療育手帳Aを所持する人
  - ④ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する人

### 地域生活課題の分析

要配慮者の犠牲が多く、また避難生活が過酷なものとなっている背景には、下記のポイントに関する課題や対策が十分に講じられていないことがあると考えられます。

#### 逃げ遅れ

台風などで被災が予見される際も、避難行動要支援者※が発災前に事前避難できる場所がなく、避難レベル3(高齢者等避難)発令時においても、受け入れ体制が整っている避難所等がない。また、避難所等までの避難においても自力避難が困難だが、移動支援の仕組みが整っていない

#### 避難生活

孤独・孤立等を原因とした災害関連死に予防に関する仕組みづくりの不足。福祉避難所における受け入れ態勢や準備の不足。自宅避難者等に対する支援体制が十分でない

#### 早期生活復帰

積極的なアウトリーチによって被災者ニーズを把握し、支援に繋げる仕組みがない。被災者が災害時に使える支援制度等を知らない

## 災害に関する地域生活課題の解決に向けた対策

### 対策のための活動例

#### ● 発災時に逃げ遅れる要配慮者の減少

- 事前避難や発災時にすぐに避難できる要配慮者の増加
- 視覚・聴覚・知的障がい者等の要配慮者が発災に気づくことができるようになる
- 自宅が発災時の危険区域で避難をすることが必要な要配慮者が支援を受けて避難できる
- 要介護者や障がい者等が安心して避難できる環境が避難所に整っておらず、事前避難及び発災時避難ができない要配慮者等の減少
- 自力避難が困難な要配慮者等が福祉避難所等の受け入れ可能な避難先に円滑に移動できる

- ・出前講話・わたしの安心シート・防災ハンドブックの活用
- ・防災アプリの登録啓発
- ・(仮称)ケアネット活動(新)
- ・個別避難計画、地区防災計画の作成支援
- ・要配慮者が参加する避難訓練の推進
- ・要支援者名簿の登録支援、活用
- ・自治会・区単位での各種マップ整備・更新支援
- ・事前避難型or災害前受入型ショートステイ普及啓発(新)
- ・福祉避難所への事前避難のしくみ(新)
- ・避難所運営マニュアル作成支援

#### ● 発災後に過酷な環境で避難生活を過ごす要配慮者減少

- 災害関連死の減少
- 要支援者を長期で受け入れ可能な避難所施設の増加
- 在宅避難者や車中避難者等の避難所以外の避難者に情報や物資等の支援が行き届くようになる
- 医療や介護の必要な人が緊急時に早急に入所できる体制が整う

- ・災害関連死予防活動
- ・福祉避難所開設訓練
- ・(仮称)ケアネット活動(新)
- ・福祉避難所に関する検討会
- ・指定福祉避難所のしくみ
- ・登録福祉避難所のしくみ(要確認)
- ・平時の見守り助け合い活動の強化
- ・支援窓口・福祉サービス情報の周知活動

#### ● 被災者が早期生活復帰できる

- 居住していた家屋が復旧・修理され、自宅に戻ることができ、必要に応じて継続したサポートを受けることが出来る
- 被災状況に応じて新たな住居に移り住むことができる
- 被災者が被災状況に合った生活再建(資金)に関する情報や確保の仕方、選び方がわかる

- ・災害ボランティア・ささえ合いセンター(仮称)の設置・運営(住居復旧支援、生活支援、見守り等)
- ・被災者ニーズ・アウトリーチ活動(個別訪問等による課題把握と継続支援)(新)
- ・災害時総合相談窓口の開設・運営支援(制度・資金・住まい等相談対応)
- ・災害時に使える制度普及活動

### 重点活動

#### ① 平時から支え合うための見守り声かけの仕組みづくり

平時から要配慮者に対するご近所の見守りや声かけ・助けあい活動(ケアネット活動)により、災害時に逃げ遅れを防ぎ、スムーズに生活支援情報や支援物資が届くしくみづくりを進めます。

#### ② 逃げ遅れを防ぐための要支援者参加型地区災害避難訓練

避難が困難な人が避難支援を受けて避難所等に避難できるように、要支援者参加型地区災害避難訓練(希望者はペット同伴)を推進します。

#### ③ 要支援者がスムーズに避難し、避難生活を送れるための事前避難普及・環境整備

多機関協働により事前避難ショートステイや事前避難受け入れ型福祉避難所の整備について検討を進めます。

#### ● 評価指標の例

- ・災害時にも声掛け・見守り・情報提供等を行う仕組みの確立と導入地域の増加
- ・要支援者参加型地区避難訓練のしくみの確立と導入地域の増加
- ・要支援者が事前避難できるしくみの確立と事前避難者の増加

## ④ 地域活動運営



「地域活動団体の運営基盤  
強化と活動の活性化」

## 地域団体の8割が人手不足、3分の1が財源不足！ 地域活動の継続が危ぶまれる現状

地域生活課題の現状

- 担い手不足に困っている地域活動団体が約8割
- 地域活動団体の3団体に1団体が財源確保に困っている  
(2024年度伊賀市による住民自治協議会へのアンケート結果)
- 地域活動への参画率が半数未満の41.8%  
(2024年度 伊賀市まちづくりアンケート結果)

伊賀市内では、組織運営や活動の継続に困難を抱える地域団体が増加しています。自治協への調査では、担い手不足に

悩む団体が79.2%、財源不足に悩む団体が34.1%にのぼっており、中には組織や活動の存続が危ぶまれている団体もあります。地域活動は、その目的や効果等が見えにくい側面がありますが、例えば清掃活動が継続できなくなると、泥棒や強盗の発生など治安の悪化や、土地の価値の低下、移住率の低下につながる可能性があります。

また、高齢者の交流の場づくりが困難になれば、孤独・孤立による健康寿命の悪化や孤独死の増加が懸念され、「人と会う機会が減り、寂しい」という声が増えると見込まれます。

さらに、子ども向けの体験活動が減少することで、特に子どもたちの体験格差が拡大し、自己肯定感や非認知能力の低下を通じて、将来の生活にも悪影響が及ぶおそれがあります。防災活動の縮小は災害時に逃げ遅れる世帯の増加にも直結します。地域生活課題を自分事として捉え、解決につなげる福祉教育を地域で展開していくためには、地域活動を支える持続的な組織運営が不可欠です。

このように、地域活動の減少は、地域生活課題の深刻化を招くことが懸念されます。地域活動の運営基盤が厳しくなっている背景には、「担い手不足」「資金不足」「組織ガバナンスやマネジメントの課題」「活動拠点の不足」「新たな活動が生まれにくい状況」などがあります。

特に、地域活動における大きな課題として、理念づくりやリーダーシップ、役員選出、住民の巻き込み方、財源確保など、持続可能な非営利活動の運営に関する学びや助言の機会は一定程度存在するものの、組織の継続そのものが目的化してしまい、存在意義の再確認や組織・活動の立て直しが求められている状況があります。

一方で、運営面の課題に対応できた団体では、寄付金や助成金の獲得により、活動が活性化した事例も見られます。伊賀市においては、持続可能な非営利活動の運営に関する学びや助言の場を拡充し、「地域活動団体の運営基盤強化と活動の活性化」を進めていくことが必要です。



### 地域生活課題の分析

活動が困難になる原因に、活動・運営の担い手や資金の不足、組織運営フレーム上の課題、活動拠点、その他新たな活動の生まれにくさなどが考えられます。

#### 担い手不足

働く高齢者の増加等により地域活動の担い手が不足する中、団体や募集の認知度、活動の魅力の伝え方、情報発信の在り方などにより高度かつ専門的な知識による工夫が求められている

#### 資金不足

補助金の減少等により、3団体に1団体が財源不足の状況にあるほか、助成金や寄付金を獲得するための情報やノウハウが不足している

#### 組織ガバナンス及び マネジメントの課題

多くの想いを持つ人が長く関われる仕組みづくりを含め、持続可能な地域団体の運営に関するノウハウや情報、助言を受けられる環境が十分ではない

#### 活動拠点の不足

公共施設の老朽化や財源不足等により活用できる活動拠点が不足しているほか、責任をもって拠点運営を担う人材も不足している

#### 新たな地域団体の 生まれにくさ

地域活動への関心の広がりが十分でないことに加え、新たな地域団体や活動が生まれやすい仕組みが整っていない

## 地域活動運営に関する地域生活課題の解決に向けた対策

対策のための活動例

- 活動・運営の担い手不足の地域活動団体が担い手を確保できるようになる
  - 定年後も働いている人たちが、地域活動に参加するようになる。
  - 地域住民における地元の地域活動の認知度の向上。
  - 地元の地域活動を知っている住民における担い手募集の認知度の向上。
  - 地元の地域活動を知っている住民が興味・関心を持つようになる。
  - 他のプライベート活動と比べて優先的に考えられる地域活動団体の増加。
  
- 活動・運営資金不足の地域活動団体が財源確保できる
  - 助成金を獲得し活用することができるようになる。
  - 寄付金を得ることができるようになる。
  
- 組織構造的な課題が解消された地域活動団体の増加
  - 地域課題を解決するという想いのある人が多く集まり、長く関わる仕組みになっている地域活動団体の増加
  - 地域活動に子どもの頃から関わる仕組みがある
  - スクラップ&ビルド※の仕組みが作られ、不必要な業務が減少する
  - 持続可能な運営や活動に関する必要なアドバイスをする人がいて、定期的な学びの機会が作られ、ノウハウが得られる環境がある
  - 女性の参画の増加、女性区長の増加等による地域活動におけるジェンダーバランス問題の解消
  
- 地域活動団体の活動拠点が不足している地域において、必要な活動拠点が作られる
  - 公共施設の維持に関する老朽化、財源不足等によって活動拠点が減少した地域において活動拠点が確保される
  
- 新しい地域活動団体が生まれやすくなる
  - 地域活動に関心のある住民の増加
  - 新しい地域活動団体が生まれやすくなる仕組みができる

- ・地域住民向け地域生活課題勉強会 & 地域活動マッチング企画(新)
- ・地域活動の「コツ」ブックレット作成 & 配布(新)
- ・世代間交流事業の活性化・推進
- ・地域生活課題住民勉強会(新)
- ・地域福祉ネットワーク会議等の場の活用
- ・プロボノ登録 & マッチング事業(新)
- ・地域活動団体伴走支援事業(新)

- ・地域活動団体向けファンドレイジング※研修(新)
- ・地域団体ファンドレイジング※伴走支援活動
- ・専門家運営・事業相談

- ・地域活動団体伴走支援活動 & 地域福祉コーディネーター事業
- ・地域活動運営の「コツ」ブックレット作成 & 配布事業(地域活動団体伴走支援活動)(新)
- ・地域活動交付金支給に向けた評価活動(新)

- ・地域の第三の居場所の普及活動(新)

- ・地域生活課題住民勉強会(新)

### 重点活動

持続可能な地域活動の知識を得る

#### ① 地域活動の運営の「コツ」ブックレット

地域活動を行う上での広報、イベント開催、担い手確保、財源確保、運営に関する「コツ」が書かれたブックレットを作成、配布します。

地域団体の運営や活動を支える

#### ② 地域団体伴走支援活動

地域団体の想いが活動や運営に反映できるよう、広報、イベント開催、担い手確保、財源確保、運営等に関する伴走支援を行います。

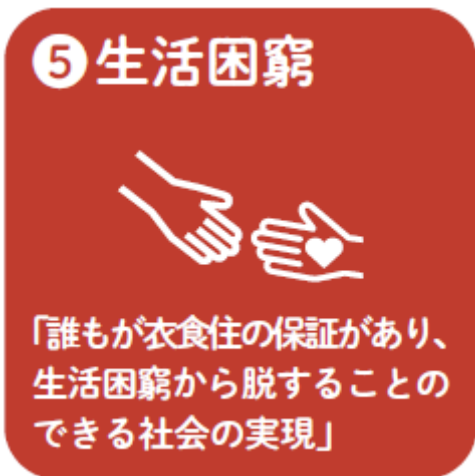
地域生活課題解決への想いを育成する

#### ③ 地域住民向け地域生活課題勉強会

地域住民が地域活動に関連した社会問題を学ぶ機会を定期的に作ることで、既存活動者の育成または新規活動者の発掘を行います。

### ● 評価指標の例

- ・ 持続可能な地域活動のための組織の立て直しを行う地域活動団体の増加
- ・ 財源確保の取組を開始した団体数
- ・ 設立相談・伴走支援を受けて立ち上がった団体数

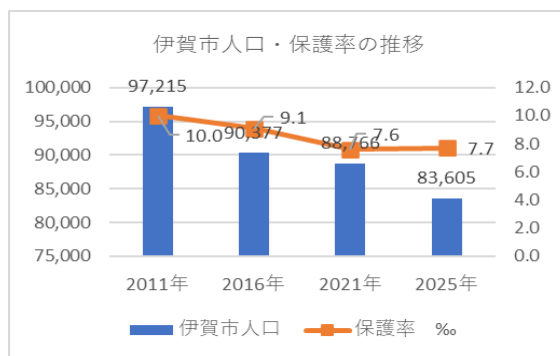


## 全国の生活保護受給者数は約 200 万人 物価高騰時代における激動の生活困窮者問題

### 地域生活課題の現状

- 国民の約 6 人に 1 人が貧困(相対的貧困※)  
(2022 年厚生労働省「国民生活基礎調査」)
- 生活が苦しいと感じている世帯の割合  
全世帯の 58.9% (2024 年厚生労働省「国民生活基礎調査」)
- 緊急食料糧支援を受けた世帯は  
伊賀市の全世帯の約 5.6% (2015 年～2025 年)

近年、急激な物価上昇と賃上げの停滞により、生活の危機に直面する世帯が急増しています。全国調査では、国民の 6 人に 1 人が生活困窮の状況にあり、「生活が苦しい」と感じている世帯は全体の約 6 割にのぼります。2025 年度全国生活保護率は、16.1 パーセント (%) で、伊賀市では生活保護率は 7.7 パーセント (%) の受給率となっています。伊賀市は行政と社会福祉協議会と 2 か所で生活困窮者に対し支援を行い、その成果が生活保護率に反映していますが、自ら訴えられず制度を利用できない人もいます。現場から見える生活困窮世帯の不安定な暮らしは、コロナ禍以降も大きく改善していません。これまで限られた収入の中で何とか生活を維持してきた世帯は苦境に陥り、もともと生活困窮状態にあった世帯は、さらに厳しい状況へと追い込まれています。その背景には、たとえ人材不足が続き、求職者にとって有利な雇用状況であっても、学歴や能力の不足、高齢、障がいなどの理由から就職が困難な人が多いという構造的な問題があります。仮に就職できたとしても、派遣などの低賃金・短期雇用なども多く、安定した収入を得ることは容易ではありません。2020 年と比べて物価は 12.1% 上昇し、インフレーション※が続く一方で、賃金水準や生活保護基準はほぼ据え置かれたままです。とりわけ深刻なのが、各種支援制度の要件を僅かに満たさず、支援の対象外となる世帯です。生活保護を受けられず、病気があっても医療機関を受診できない、水道光熱費の滞納によりライフラインが止まり、入浴や洗濯すら困難になるケースも見られます。また、生活困窮から抜け出せない不安定な雇用形態を渡り歩かざるを得ない「職業の貧困の連鎖」も深刻な課題です。今後も生活困窮世帯にとって厳しい社会情勢が続くことが予想される中、支援の空白に置かれている人々への支援を強化し、「誰もが衣食住を保障され、生活困窮から脱することのできる社会」の実現を目指します。



### 地域生活課題の分析

生活困窮の状況にある人の生活には、下記の問題等があることが考えられます。

#### 必要最低限の生活を保てない

食料や生活必需品、家具・家電等が不足。収入が不安定等でライフラインが止まる、住まいを探しても確保できない

#### 必要な医療が受けられない

保険料の滞納等で健康保険証がなく、全額負担ができないため必要な医療を受けられない。病院までの交通費も用意できない

#### 安定的な生活費がない

生活保護等の支援制度の要件を僅かに満たさず、支援を受けることができない。大きな出費が出た際に、生活が一気に崩れる

#### 安定的に働くことができない

障がい者手帳の要件を僅かに満たさず、手帳取得できない人等で採用されにくい派遣で働き始めると同じ雇用形態から抜け出せなくなる

## 生活困窮に関する地域生活課題の解決に向けた対策

### 対策のための活動例

#### ●必要最低限の生活を保てない人が保つことができるようになる

- 毎日の食べるものを確保できる
- 生活必需品を確保できる
- エアコンがなく夏場に熱中症になる危険がある人が熱中症を回避できる
- 洗濯機がなく服が洗えず臭いで仕事にも支障が出ている人が洗濯をできるようになる
- お風呂に入れず臭いで仕事にも支障が出ている人が定期的にお風呂に入れるようになる
- 住まいを確保できない人が住まいを確保できる

- ・生活困窮者緊急支援給付事業（現：社協緊急食糧提供事業）
- ・フードパントリー
- ・生活困窮者支援家電リユース活動（新）
- ・日常生活自立支援事業
- ・住まい確保サポート事業
- ・一時生活支援事業

#### ●安定的な生活費を確保できる

- お金の計画的な使い方ができるようになる
- 多重債務や税金の滞納がある人が生活費を確保できる
- 収入が少ない人が必要な生活費を確保できる

- ・自立相談支援事業
- ・家計改善支援事業
- ・日常生活自立支援事業
- ・生活福祉資金貸付事業※
- ・生活困窮者を守る企業向けアドボカシー活動（新）

#### ●必要な医療を受けられない人が受けられるようになる

- 保険料滞納でマイナ保険証がない人が再発行できる
- 健康保険証はあるが医療費や薬代を払えないため病院に行かない人が受診できる
- 病院までの交通費を用意できない人が病院まで移動できる

- ・自立相談支援事業
- ・家計改善支援事業
- ・生活福祉資金貸付事業※
- ・日常生活自立支援事業
- ・法人後見事業

#### ●安定的に働くことができる

- 就職活動をしなくても採用されない人が採用されるようになる
- 継続的に働くことができない人の継続期間の向上
- 派遣で抜け出せない人が抜け出せるようになる

- ・就労準備支援事業
- ・生活困窮職業連鎖離脱支援活動（新）
- ・生活保護受給者等就労自立促進事業

### 重点活動

制度支援が受けられない人への

#### ① 最低生活保障相談支援

生活保護、障害年金等の制度の要件を僅かに満たさずに、該当しない、受給条件を満たせないなどで、制度支援が得られず過酷な生活を送る人に対し、インフォーマルな支援等を組み合わせ、生活基盤を守ります。

生活困窮の連鎖を作る雇用形態から脱却

#### ② 生活困窮連鎖離脱相談支援

住まいの確保を含めた生活基盤の安定化、適正に応じた就職先探し等の支援を通じて、生活困窮状況であり続ける職業や雇用形態を渡る生活からの脱却を図るよう支援します。

食料・生活必需品等を確保できる

#### ③ 生活困窮向け給付&リユース支援

生活困窮者向けに食料や生活必需品等の給付、家具・家電等のリユースなどを行う。事前に集められないリユース品は、マッチングによる提供を行います。

#### ●評価指標の例

- ・生活困窮の連鎖を作る雇用形態から脱却できるよう支援する仕組みの確立
- ・要件を僅かに満たさずに制度による支援が受けられない困窮者の最低生活保障を支援する人の増加
- ・生活困窮者に対して食料・生活必需品等が給付・リユース等によって届けられる支援数の増加

## ⑥ 住まい



「高齢・障がい・貧困・外国籍  
等で住まいを確保できない  
人をなくす」

### 「住みたい」だけでは借りられない！ 年齢・障がい・国籍で入居を断られる現実

地域生活課題の現状

● **高齢者の4人に1人が「年齢を理由に賃貸住宅への入居を拒否された」と回答(全国)**

(「高齢者の住宅難民に関する実態調査」株式会社R65 (2023))

● **大家が入居拒否の意思を示した対象は、  
高齢者33.3%・障がい者20%・外国人46.7%**

(「宅地建物取引に関する人権問題の実態調査」伊賀市 (2025.3))

65歳を超えて賃貸住宅のお部屋探し経験の

ある高齢者の4人に1人以上が、「年齢を理由とした賃貸住宅への入居拒否」を経験※1しています。また、伊賀市で実施された大家への意識調査では、高齢者に33.3%、障がい者に20.0%、外国にルーツのある人に46.7%の大家が入居に難色を示している※2ことが分かりました。このように、高齢

者や障がい者、外国にルーツのある人等を中心に、住みたくても住まいを確保できない問題が近年深刻化しています。入居拒否の主な原因としては、保証人や緊急連絡先の不在、支払い能力への不安、対象ごとのトラブルリスク(偏見を含む)、家賃債務保証会社の審査不通過などが挙げられます。トラブルリスクとしては、高齢者の場合、認知症発症時の対応(火災リスクを含む)、孤独死時の原状回復や事故物件化、遺体・遺品の処理、長期入院時の支払い等が懸念されます。障がい者では近隣トラブルへの不安、住宅改修後の原状回復、自傷他害のおそれがある場合の対応など、外国にルーツのある人では、生活のルールの順守やトラブル発生時の言語面の課題があります。特に高齢者の入居拒否は、経済的に問題がなくても誰もが直面し得る課題であり、決して人ごとではありません。こうした問題は賃貸住宅に限らず、施設やグループホーム等でも、保証人や緊急連絡先の不在、支払い能力の不安、トラブルリスク等理由に入所拒否が生じており、同様に対策が求められます。支援の空白として、緊急連絡先がない人への請負支援、社会的養護施設※退所者や子どもを支える力が低下している家庭の子どもが家を出る際の保証人・緊急連絡先の確保、どこからも入居拒否をされてしまい行き場のない人の入居先確保等が挙げられます。なお、緊急連絡先の請負では、入居者の死亡後の対応まで含めなければ保証会社の審査を通過できない場合もあり、死後事務と一体での対応が必要です。単身者や高齢者のみの世帯が今後さらに増加する中、「高齢・障がい・貧困・外国籍等で住まいを確保できない人をなくす」取り組みの重要性は、ますます高まっていくと考えられます。

(※1「高齢者の住宅難民に関する実態調査」株式会社R65(2023)) (※2「宅地建物取引に関する人権問題の実態調査」伊賀市(2025.3))

全国では入居を望む高齢者の  
4人に1人が年齢を理由に  
断られている



### 地域生活課題の分析

賃貸住宅や公営住宅の入居、施設・グループホームの入所を拒否される原因として、下記の問題があると考えられます。

保証人の不在	緊急連絡先の不在	債務保証会社の審査不通過	トラブルリスクへの不安	支払い能力の不安	十分な交渉が困難
契約を行うにあたり、保証人になってくれる人がいない	契約を行うにあたり、連帯保証人とともに、緊急連絡先となってくれる人がいない	賃貸物件において、年齢・障がい・収入・国籍等によって、家賃債務保証会社の審査通過ができない	高齢者や障がい、外国にルーツのある人、刑余者等でトラブルの発生や対応が不安視される(偏見も含まれる)	収入状況や財産、判断能力等によって、支払い能力が不安視される	判断能力等によって、十分な交渉が相手とできずに断られることも多い

## 住まいに関する地域生活課題の解決に向けた対策

### 対策のための活動例

#### ● 大家や不動産屋などから民間賃貸住宅の入居を断られる人の減少

- 緊急連絡先がなくて入居できない人の減少
- 偏見やトラブルリスクで入居できない人の減少
- 家賃債務保証会社の審査に通らず入居できない人の減少
- 2年ごとの更新のタイミングで、年齢等を理由にして継続入居を断られる人の減少

#### ● 施設・グループホーム等に入所を断られる人の減少

- 身元保証人がいなくて入所できない人の減少
- 利用料等を継続して払うことを信用してもらえず入所できない人の減少

#### ● 公営住宅に入れられない人または退去となる人の減少

- 緊急連絡先等の確保ができない人が緊急連絡先（緊急連絡人）を確保できるようになる人の増加
- 公営住宅の代わりになる住まいの増加

#### ● 賃貸物件・施設・公営住宅全てに入れられない人が、住まいを見つけることができる

#### ● 高齢・障がい・外国にルートのある人等が支援を受けて、新たな住まいを見つけることができる人の増加

- 自力で住居や施設等を探せない人が、支援を受けて住まいを見つけることができる人の増加
- 自力で必要書類を整えることができない人等が支援を受けて、住まいを見つけることができる人の増加

#### ● 転居する必要があるが必要経費（引っ越し代、敷金・礼金等）を支払うことができず、引っ越しをすることができない人が転居できるようになる

- 初期費用の分割払いに理解ある大家の増加

（※3 頼れる身寄りがいない高齢者等に対する「日常生活支援」「円滑な入院等の手続支援」「死後事務の支援」をおこなう事業）

- ・住まい確保サポート事業
- ・居住支援協議会※
- ・年齢・障がい・国籍等による入居拒否をなくすアドボカシー活動(新)
- ・(仮称)ケアネット活動(新)
- ・死後事務委任事業(新)
- ・法人後見事業
- ・日常生活自立支援事業
- ・家計改善支援事業
- ・緊急連絡先請負支援活動
- ・長期入院・入所時家財整理支援活動
- ・社会的養護施設※などの退所者等の入居支援活動
- ・住まい確保困難者のための家賃債務保証サービス提供活動
- ・新たな第二種社会福祉事業(新)(※3)

- ・住まい確保サポート事業
- ・居住支援協議会※
- ・年齢・障がい・国籍等による入居拒否をなくすアドボカシー活動(新)
- ・居住サポート住宅立ち上げに向けた検討会の実施
- ・伊賀住宅セーフティネット

- ・住まい確保サポート事業
- ・生活困窮者自立相談支援事業
- ・家計改善支援事業

- ・住まい確保サポート事業

### 重点活動

#### 住居確保のための

##### ① 住まい確保サポート事業

高齢・障がい・貧困・外国籍等で入居拒否等をされ、住居が見つからない市民への居住サポートを行います。

#### 偏見やトラブルを無くすための

##### ② 居住支援協議会※

行政や社協、不動産関係団体が集まり、生活困窮者や高齢者、障がい者、外国にルートのある人等が住まいの確保をできる仕組みづくりを行います。

#### どこにも入居先がない人のための

##### ③ 伊賀住宅セーフティネット

行政や不動産会社、社協等が協働し入居できる物件数を増やし、スピーディに入居できる体制を整えます。

#### ● 評価指標の例

- ・緊急連絡先機能強化として死後の遺体引き取り、遺品整理等の対応の仕組みの確立
- ・賃貸物件・施設・公営住宅の全てに入れられない人の受け入れの仕組みの確立
- ・緊急連絡先がなく入居拒否をされる人のための緊急連絡先請負の仕組みの確立

## 7 親なき後



「障がい者とその家族が『親なき後』を日本一安心して迎えられる社会の実現」

### 障がい者の親の約9割が不安！ 伊賀市で約1万6千人の思いにどう対応するか

地域生活課題の現状

#### ●障がいのある子の親なき後が不安な親の割合 約80～95%

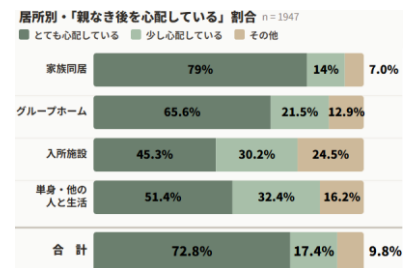
(参考：新潟県精神保健福祉家族会連合会「親なき後アンケート」2020年度、令和4年度仙台市障害者等保健福祉基礎調査報告書「第5章知的障害者の家族」、令和5年度履屋川市「親なき後」の暮らしに関するアンケート調査)

#### ●不安を抱える当事者と家族

伊賀市内で約14,000～16,000人(推計)

(障がい者1人に対して、本人を支える両親又は兄弟姉妹、親族等が2人いると仮定した場合における、親なき後の不安を感じている人の数の推計。障害者手帳交付数5773(R5.3.31)を基に計算)

障がいのある子どもを育てる親の80～95%が、「親なき後」への不安を抱えているとされています。これを伊賀市に当てはめ、本人と2人の家族がいると計算すると、約14,000～16,000人が将来に対する深い不安を抱えて生活している計算になります。親なき後の問題として想定されるのは、「家族のような本人の理解者の不在」「親の体調悪化時や逝去直後における本人支援の空白」「契約・手続き」「身の回りの世話」「日常的な金銭管理・財産管理」「病院受診」「住まいの確保」「悪質商法・財産侵害・詐欺被害」など、多岐にわたります。なかでも「家族のような本人の理解者の不在」は、親にとって最も切実な不安の一つです。食事や衣類、生活習慣など本人の細かな特性や好みを理解しながら日常生活を支えてきた存在がいなくなり、困ったときに相談できる相手もなくなることへの強い懸念があります。また、「契約・手続き」の面では、住まいや電気・水道などの契約、市役所等での各種手続きが生活に不可欠である一方、障がいの特性により本人だけで対応することが難しい場面が多くなるという心配があります。さらに、社会経験の少なさや他者への警戒心の薄さ、依頼を断ることが苦手な特性などから、悪質商法や詐欺被害、財産侵害に遭いやすい傾向があることも、親にとって大きな不安材料となっています。特に支援の空白となっているのは、「家族のような本人の理解者の不在」です。こうした理解者を失うことは、これまで築いてきた安定した生活の継続を著しく困難にしますが、その重要性は十分に共有されているとは言えません。加えて、親の逝去後、本人への告知や相続手続き、住まいの契約引継ぎなど一連の手続きを支える死後事務支援者の不在や、強度行動障害※等により自傷・他害の恐れがあり、施設入所や福祉サービスの利用が難しい障がい者への支援についても、同様に支援が行き届いていない状況にあります。障がいのある本人が、親なき後も可能な限りこれまでと変わらない生活を続けていくためには、親なき後を見据えた事前準備が不可欠です。そのため、親なき後に備えた事前準備の重要性についての周知を進めるとともに、準備された情報を関係者間で共有できる仕組みを確立することを目指します。



引用：全国障害者の暮らしの場を考える会  
田中智子(佛光大学)・深谷弘和(天理大学)  
「障害のある人の暮らしと家族の健康・暮らしの調査」結果概要をもとにして作成

### 地域生活課題の分析

障がい者とその家族が「親なき後」を安心して迎えられない背景には、下記の問題等に関して、親の生前を中心に適切な事前準備を行うことが重要になると考えられます。

本人の理解者の不在	親の体調悪化等による支援の空白	契約・手続き困難	金銭・財産管理の困難	入居・入所拒否	悪質商法・財産侵害・詐欺	災害時の避難	孤独・孤立
本人の障がい特性や生活歴、日々のルーティン、病歴、好みなどを、家族同様に理解する人がいなくなる	親の認知症や急逝等により、親の支援が途切れ、直後に支援の空白が生まれる	親の逝去後の相続や契約変更、制度利用や給付金申請等、各種手続き、必要な契約が困難である	本人の嗜好を尊重した資金管理や、日常の支払い、税金納付等を自力で行うことが困難である	保証人・緊急連絡先不在等によって、住まいや入所先を確保することが困難である	社会経験の不足、警戒心の薄さ等から、悪業者や詐欺、財産侵害の被害に遭いやすい	発災時の避難判断が難しく、逃げ遅れやすいほか、避難生活継続も困難である	親の存命時からの繋がりが維持しにくく、地域の中でも孤立しやすい

## 親なき後に関する地域生活課題の解決に向けた対策

### 対策のための活動例

- 十分な食事ができる
- 本人のことを家族のように理解し、信頼できる支援者がいる状態で親なき後を迎えることができる人の増加
- 親が高齢・認知症・介護等で障がい者の子どもの生活を支えられなくなってから、親が亡くなった後までが、支援の空白地帯にならない人の増加

- ・親なき後のための終活セミナーの開催(新)
- ・親なき後啓発セミナーの開催(新)
- ・親なき後のための終活ノート(新)
- ・親なき後のための親の終活支援活動(親なき後生活相談、伴走支援活動、遺言書作成相談支援等を含む)(新)
- ・親なき後こつなく本人情報把握活動(新)
- ・親なき後会議(親なき後生活相談、伴走支援活動)(新)

- 本人の生活に必要な契約・手続きを手伝ってくれる人がいる人の増加
- 本人の嗜好や身体状況等に合わせた身の回りの世話をしてくれる人がいる人の増加
- 親からの情報を含めた本人の嗜好等に合わせた日常的金銭管理・財産管理等をすることが十分にできる人の増加
- 住まいの確保ができる人の増加
- 施設やグループホームへの入所ができる人の増加
- 強度行動障害等により自傷他害・暴言・ハラスメント等で福祉サービスを利用できない人の減少
- 適切な医療を受けること(入院を含む)ができる人の増加
- 生活費の確保ができる人の増加
- 近隣住民等とのトラブルの減少
- 結婚・子育て・離婚が起こった場合の困難の減少
- 悪質商法・財産侵害・詐欺の被害に遭い、大きな被害を受ける人の減少
- 災害等の緊急時に逃げ遅れる人の減少
- 孤独・孤立にある人の減少

- ・親なき後のための終活セミナーの開催(新)
- ・親なき後のための終活ノート(再)
- ・親なき後会議(親なき後生活相談、伴走支援活動)(再)
- ・新たな第二種社会福祉事業(新)(※1)
- ・日常生活自立支援事業
- ・法人後見事業(任意後見)(新)
- ・法人後見事業(法定後見)
- ・伊賀市さぼーとファイルの活用

- ・アドボカシー活動(新)

- ・新たな第二種社会福祉事業(新)(※1)
- ・法人後見事業(任意後見)(新)
- ・法人後見事業(法定後見)
- ・(仮称)ケアネット活動(新)

(※1 頼れる身寄りがない高齢者等に対する「日常生活支援」「円滑な入院等の手続支援」「死後事務の支援」をおこなう事業)

### 重点活動

#### 親なき後も親の想いを支援に繋げる ①親なき後こつなく本人情報把握

親が元気なうちに本人の情報(生活歴・病歴・身体状況・嗜好・ルーティン等)を把握し、把握した情報は、親なき後、支援を行う関係者等に情報提供しながら、親の想いを本人の支援に繋がめます。

#### 親なき後の子どもの安定生活に繋げる ②障がい者の親の終活支援活動

親が認知症や介護等で子どもの生活を支えられなくなった時や、逝去し、死後事務や子どもへの相続が必要になった時などのための「障がい者の親」のための終活支援活動を行います。

#### 強度行動障害等の問題を伝える ③アドボカシー活動

強度行動障害等で施設に入れない、支援を受けられない当事者のご家族等と連携し、社会問題を社会(行政、企業等)に呼びかける活動を行います。

### ●評価指標の例

- ・家族のように本人を理解して親なき後の支援に繋げる仕組みの確立
- ・親の健康問題発生時や親なき後の子どもの安定生活に繋げるための終活支援の仕組みの確立
- ・相談案件に対する親なき後のための準備ができた割合

## ③ 認知症の人の権利擁護



「判断能力の変化に関わらず、本人の意思と権利が保障され、生活基盤と財産が安定的に守られる社会の実現」

## 伊賀市が迎える市民の約 10 人に 1 人が認知症等の時代！ 今後求められる対策とは

地域生活課題の現状

● 2040 年に認知症もしくは、軽度認知障害(MCI)※になる人数 推計約 7,600 人(伊賀市)

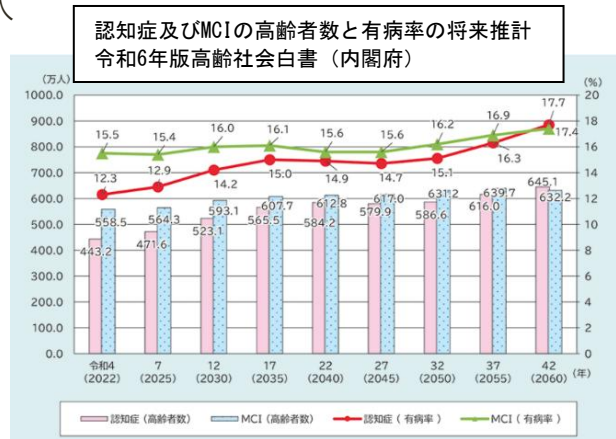
(令和 6 年度高齢社会白書 より推計)

● 2040 年に身寄りのない高齢者 2,562 人(伊賀市)  
(「増加する「身寄り」のない高齢者」日本総合研究所/2024 年 より推計)

日本では、認知症および健康な状態と認知症の中間にあたる軽度認知障害 (MCI) ※の人が増加しています。

2040 年には、認知症および軽度認知障害※の人の合計が

全国で約 1,200 万人、伊賀市においても約 7,600 人 (市民の約 10 人に 1 人) に達すると推計されており、地域社会全体で向き合うべき深刻な社会課題となっています。認知症や軽度認知障害※は、単なる物忘れにとどまらず、「福祉サービスの利用」「契約・手続き」「生活費の計画的利用」「財産侵害・悪質商法」「入所・入院」「住まい確保」などの日常生活のさまざまな場面で困難が生じやすくなります。例えば、判断能力の低下により、利用すべき福祉サービスや制度につなげられず、生活の質が著しく低下するケースがあります。また、生活費の計画的な管理が難しくなり、一定の収入があっても困窮状態に陥る人もいます。さらに、財産侵害を目的として認知症の人に近づき、時には自宅に居座る者が現れるケースや、認知症高齢者を狙った悪質商法の被害も後を絶ちません。加えて、保証人の不在等を理由とした施設入所拒否や、死後の遺体や遺品の処理等の死後事務を行う人の不在による賃貸住宅への入居拒否などで住まいの確保が困難となる人も少なくありませんが、自力での解決は困難です。これらの問題の中で、特に支援の空白となっているのは、「入所・入院の支援」および住まい確保等に関わる「死後事務支援」です。こうした課題に対応するためには、認知症になってから支援を検討するのではなく、任意後見制度の受け皿整備などを行い、元気なうちから将来を見据えた事前準備を進めることが求められています。認知症による判断能力の低下は、誰にでも起こり得るものです。権利擁護の先進地といわれてきた伊賀市において、「判断能力の変化にかかわらず、本人の意思と権利が尊重され、生活基盤と財産が安定的に守られる社会の実現」に向け、さらなる一手が求められています。



### 地域生活課題の分析

認知症の人の権利擁護に関する地域生活課題は、対策を行わなければ生活基盤を保つのに大きな支障をきたす問題が多く存在します。

福祉サービスの利用困難	契約・手続き困難	生活費の計画的利用困難	財産侵害・悪質商法	入所・入院困難	住まい確保困難
判断能力の低下によって福祉サービスの利用判断や契約手続き等が困難である	日々の生活に必要な契約行為、支援制度等を利用する際の行政手続き等が困難である	生活費の計画的な利用や管理が困難になり、困窮状況に陥る	親族や知人等による財産侵害、認知症を狙った悪質商法被害等に遭いやすい	保証人や緊急連絡先等が確保できず、入所・入院に支障が出る。拒否をされることもある	保証人・緊急連絡先不在、年齢・病気等による入居拒否が発生するが、自力対応は困難である

●認知症等になった人の本人の意思と権利が保障される人の増加

の増加

- 本人に必要な福祉サービスや制度利用ができる
- 必要な契約等の法律行為を行うことができる
- 判断能力低下前に認知症等になった際の準備ができて  
いる人の増加

- ・日常生活自立支援事業
- ・新たな第二種社会福祉事業(新)  
(※1)
- ・成年後見制度の利用推進
- ・法人後見事業(任意後見)(新)
- ・成年後見制度の説明会
- ・法人後見事業(法定後見)
- ・意思決定支援の啓発活動
- ・終活セミナー

●生活基盤や財産を守ることができず、困窮状態に陥る人の減少

の減少

- 生活費を計画的に利用することができる
- 保証人・緊急連絡先の不在、死後事務支援者の不在等によって、必要な入所・入院等ができない人の減少
- 賃貸住宅等を借りられず、住まいの確保ができない人の減少
- 死後の備えができていない人の増加
- 権利擁護に関して理解している人の増加
- 権利侵害防止に向けた啓発活動の増加
- 地域住民の見守り活動の増加

- ・日常生活自立支援事業
- ・新たな第二種社会福祉事業(新)
- ・成年後見制度の利用推進
- ・法人後見事業(任意後見)(新)

- ・権利侵害や虐待防止の啓発活動
- ・権利擁護の人材養成  
(生活支援員、福祉後見人)
- ・悪質商法被害減少のための啓発活動
- ・(仮称)ケアネット活動(新)
- ・見守りネットワーク

(※1 頼れる身寄りがない高齢者等に対する「日常生活支援」「円滑な入院等の手続支援」「死後事務の支援」をおこなう事業)

重点活動

施設入所や入院の拒否等の対応

①入所・入院支援

認知症等で判断能力の低下した方が、入所・入院に関する問題が発生した場合に、意思決定支援や手続き支援等により、サポートを行います。

頼れる親族がない人等のための

②死後事務支援

遺体や遺品の処理、葬儀、火葬、行政手続き等の死後事務支援を行う。死後事務を担う人の不在で入居拒否をされる問題への対応も行います。

認知症による生活危機等を予防

③法人後見(任意後見)

認知症になってトラブルに巻き込まれる人を減らすため、元気なうちに認知症になった場合に備える仕組みとして任意後見に取り組みます。

●評価指標の例

- ・入院・入所の手続き支援や入所困難者の入所交渉等を行う仕組みの確立
- ・頼れる親族がない等で死後事務をしてもらえる人がいない人が逝去されたあと、死後事務をしてもらえる仕組みの確立
- ・認知症に起因した財産・消費者トラブル等に遭った人の問題に対し、解決に向けて介入した数

## 9 死後事務困難



「死後の事務を託せる先がなく、不安や困難を抱える人をなくす」

### 伊賀市で約5,000人！ 急増する死後事務※困難問題

地域生活課題の現状

#### ● 子も配偶者もない高齢者

2024年(推計)約371万人→2050年(推計)約834万人

(日本総合研究所、国立社会保障・人口問題研究所のデータに基づく)

#### ● 単身世帯の割合 38% (2020年国勢調査)

#### ● 高齢者、死後8日以上経過し見つかったケース

およそ2万1,800人(警察庁2024年)

葬式や家屋の遺品整理などの死後の事務を託すことのできる人がいない可能性が高いとされる「子も配偶者もない65歳以上の高齢者」の数(推計)は、2024年には高齢者人口の約1割の約371万人とされ、2050年には高齢者人口の2割である約834万人に増加すると予想されています。これを伊賀市に換算すると2024年には約2,900人、2050年には約5,000人が死後事務※困難者となる可能性があることが示唆されます。単身世帯の割合が総世帯の約3割を占め、年々増加している状況もあり、死後事務※をしてくれる人がいない、いわゆる「死後事務※困難問題」は孤独・孤立問題も相まって深刻さを増してきています。この問題は、葬式をしてくれる人がいないだけでなく、死後の遺体や遺品(家具・家電・衣類・日用品等)の処理、住居退去の手続きや費用清算、公共料金の精算、病院や施設への支払い、友人・関係者等への連絡なども困難になることから、「自身の逝去後に人に迷惑をかけること」を心配している当事者の声も増加しています。加えて、「孤独死」の不安を抱える声も増えています。「異臭がする」と近所の方々から通報があり、警察が孤独死している方を発見。遺体は警察・行政で火葬されましたが、アパートには家具などが残ったまま。遺品処理と腐敗した遺体によって残った跡や異臭等をなくす特殊清掃費は150万円となり、大家がすべて負担したというケースもあります。また、死後事務※を託せる緊急連絡先がない高齢者などは、賃貸物件や入所施設を探している際に入居・入所拒否をされ、住まいの確保等ができないという深刻な問題に陥っている事例も発生しています。「死後事務※困難問題」は、伊賀市においては社会問題全体が支援の空白になっており、補完する福祉サービス等はなく、一部の関係者が使命感でやむを得なく対処してきたこともありました。しかし、近年、死後事務※困難問題のニーズは増加傾向にあり、死後事務※支援の仕組みを福祉サービスの一つとして確立することが求められています。

### 地域生活問題の分析

死後事務※困難問題では、「埋葬・供養支援者不在」「死後の身の回りの整理の支援者不在」「入居・入所拒否問題」「孤独死問題」等の課題が存在すると考えられます。

#### 埋葬・供養 支援者不在

子も配偶者もない等で、死後に埋葬や供養をしてくれる人がいない

#### 死後の身の回りの整理 の支援者不在

死後の家具、家電、衣類、日用品等の遺品の処理、死亡届や生活に必要な契約等の解除等の手続き、財産処分などの身の回りの整理をしてくれる人がいない

#### 関係者等への連 絡困難

死後に友人、仕事や生活に関わる関係者等に連絡をしてくれる人がいない

#### ペットを託す先 の不在

一人暮らし等の孤独・孤立の癒しとなり、一緒に暮らしてきたペットを、死後に託せる人がいない

#### 入居・入所拒否問題

遺品整理等の死後事務※を託せる緊急連絡先がないため、賃貸物件や施設への入居・入所を希望しても拒否されることができない

#### 孤独死問題

死後事務※困難者は、孤独死になる可能性が高い。また、孤独死発生時の処理や弁償への対応も困難なため、賃貸物件の入居拒否の原因にもなる

## 死後事務※困難に関する地域生活問題の解決に向けた対策

対策のための活動例

- 死後に埋葬や供養をしてくれる人がいない人の減少
- 死後に身の回りの整理をしてくれる人がおらず困る人の減少
- 死後に関係者に連絡してくれる人がいない人の減少
- 死後にペットを託せる人がいない人の減少

- ・死後事務委任事業※(新)
- ・住まい確保サポート事業
- ・日常生活自立支援事業
- ・新たな第二種社会福祉事業(新)
- ・公正証書作成サポート支援
- ・成年後見サポートセンター
- ・法人後見事業(法定後見)
- ・法人後見事業(任意後見)(新)
- ・簡易供養活動(新)
- ・終活相談事業
- ・新たな第二種社会福祉事業(新)(※1)

- 障がい者の親の場合、親亡き後の直後の段階から障害者の子どもの支援を含めた死後事務※支援を受けることのできる人の増加

- ・アセスメントシート等による情報把握活動(新)
- ・親なき後啓発セミナー(新)
- ・親なき後のための終活セミナー(新)
- ・親なき後のための終活ノート(新)
- ・親なき後のための親の終活支援活動(新)
- ・親なき後に向けた見守り活動(新)

- 家族からの介護によって生活ができている人がいる高齢者夫婦のみの世帯等の場合、介護者の死後、支援を受けている人も一緒に死亡する可能性がある

- ・アセスメントシート等による情報把握活動(新)
- ・介護者なき後のための終活支援活動(新)
- ・介護者なき後のための終活ノート(新)

- 一人暮らし等で孤独死になる可能性がある人が、孤独死を防ぐことができる

- ・孤独死予防コーディネート活動
- ・(仮称)ケアネット活動(新)
- ・ITを活用した見守り支援(新)

- 死後の事務を託せる人がいないことで起こる、賃貸物件や施設への入居・入所の拒否、福祉サービスの利用拒否等の問題の発生減少

- ・死後事務委任事業※(新)
- ・成年後見サポートセンター
- ・法人後見事業(法定後見)
- ・法人後見事業(任意後見)(新)

- 死後の事務を託せる先がなくて起こる生活上の問題やその対策を学ぶことのできる機会がある

- ・終活セミナー

(※1 頼れる身寄りがいない高齢者等に対する「日常生活支援」「円滑な入院等の手続支援」「死後事務※の支援」をおこなう事業)

### 重点活動

#### おひとりさまの方等のための ①死後事務委任事業※

おひとりさま等で死後の支援が得られない人に対して、生前の契約により、本人の死後の葬儀、行政手続き、各種精算などの死後事務※を、関係機関と協力のもと行います。

#### ②親なき後のための親の終活支援活動

障がい者の親等が元気なうちに、親が亡くなった直後の死後事務※や、親なき後の子どものために備えるべきことを準備し、支援者に必要な情報を十分に共有することで、将来、子どもが安心して暮らし続けられる環境を整えます。

#### ③高齢介護者なき後のための終活支援活動

高齢の介護者が元気なうちから将来に備えた準備を進め、介護者が亡くなった後や支援が難しくなった場合でも、本人が安定して生活できるようにします。

#### ●評価指標の例

- ・死後事務※委任による死後事務※支援の仕組みの確立
- ・死後事務※困難者における死後事務※の準備ができた件数
- ・安心して親なき後を迎えられるよう死後事務※の準備ができた件数

## ⑩ ひきこもり



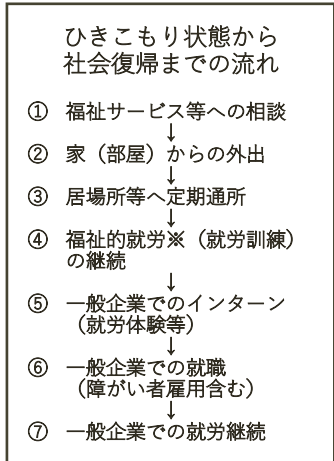
「社会復帰を望む全てのひきこもり状態にある人が、その願いを形にできる社会の実現」

### 伊賀市に約1,700人！当事者の6割が苦しみ、家族の8割が支援を求めているひきこもり問題

地域生活課題の現状

- **ひきこもり当事者 ▶ 約 1,700 人(伊賀市)**  
(令和 5 年内閣府の調査より、伊賀市の人口に照らし合わせて推計：伊賀市社協調べ)
- **ひきこもっていることが「つらい」と感じている当事者 ▶ 約6割**  
(2019 年一般社団法人ひきこもり UX 会議「ひきこもり・生きづらさの実態調査」)
- **ひきこもりから脱したいと考えている当事者 ▶ 約5割**  
(2023 年内閣府「子ども・若者の意識と生活に関する調査」)
- **支援を求めている家族 ▶ 約8割**  
(2023 年 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会調査)

ひきこもり状態にある人（15～64 歳）は全国で約 146 万人、伊賀市では約 1,700 人いると推計されます。特に 40～64 歳の「中高年ひきこもり」の増加が顕著で、親の高齢化と重ねて「8050 問題※」として深刻化しています。ひきこもりは決して、「個人の怠け」の問題ではありません。学校や職場での人間関係の不調、経済的不安、病気や障がいなど、様々な要因が重なって生じており、当事者の約 2 人に 1 人がひきこもり状態から抜け出したいと考えています。また、約 6 割が「つらい」と感じ、家族の約 8 割が支援を求めています。ひきこもり支援では、右の図の「ひきこもり状態から社会復帰の流れ」に沿った支援が行われますが、各段階を分析した結果、社会復帰を実現させるためには主に 3 つの「支援の空白」があることが明らかになりました。1 つ目は、「福祉サービス等への相談」段階において、ひきこもり状態の人を発見し、相談につなげるアウトリーチの仕組みが不足している点です。2 つ目は、「福祉的就労※（就労訓練）」の段階に長期間とどまり、一般就労への移行を後押しする仕組みが不足している点です。この点について国連・障害者権利委員会は、日本において障がい者が福祉的就労※に隔離され、低賃金かつ一般就労への移行機会が限られている状況を差別的であると問題視し、一般労働市場への移行促進と同一価値労働同一報酬の確保を勧告しています。3 つ目は、一般企業へ就職した後の就労継続支援の仕組みが不足している点であり、これが就労の定着率が低い要因の一つとなっています。これらの支援の空白に対応するため、本会では、ひきこもり状態にある人を発見するための積極的なアウトリーチや広報活動を強化します。さらに、福祉的就労※から一般企業への移行、そして就労の継続を支える仕組みとして、福祉職が関与する継続的就労サポートを一般企業に普及させる取り組みに挑戦します。これらの新たな取り組みを通じ、「社会復帰を望む全てのひきこもり状態にある人が、その願いを形にできる社会」の実現を目指します。



### 地域生活課題の分析

ひきこもり状態から脱する上での課題は、下記の 7 つの各段階に存在し、特に福祉的就労※から一般企業への移行、一般企業での継続就労では非常に大きなハードルが存在します。

福祉サービス等への相談の段階	家(部屋)からの外出の段階	居場所等へ定期通所の段階	福祉的就労※(就労訓練)継続の段階	一般企業でのインターンの段階	一般企業での就職の段階	一般企業での就労継続の段階
相談窓口を知っているが、人の目が気にかかる、恥だと思ふ、冷たくされる等の理由で相談できない	自信の喪失、パワレス等の理由でひきこもりから脱する必要を感じられない	精神的・身体的に疲れやすい等の理由で、定期的に通うには体力がもたない	福祉的就労※の場所での新たな人間関係に馴染めない等の理由で継続ができない。また、この段階に長く留まる人が多い	福祉職の支援者等がない中で決められた仕事をすることが難しい等の理由で難しい	受け入れる一般企業が少ない(開拓が足りない)等の理由で難しい	企業側や福祉側の両方において継続的な就労を支援する仕組みがない等の理由で難しい

## ひきこもりに関する地域生活課題の解決に向けた対策

### 対策のための活動例

#### ●福祉サービスに相談等につながる可以增加

- 相談窓口を知っている人の増加
- 相談窓口を信頼してくれる人の増加
- ひきこもりから脱する必要性を感じてくれる人の増加
- アウトリーチ支援の充実

- ・ひきこもり相談 ・民生委員との連携
- ・家族交流会
- ・ひきこもり市民講座
- ・ひきこもり広報活動の強化(新)
- ・ピアサポーター※の養成・活用(新)
- ・ひきこもりアウトリーチ強化活動(新)

#### ●家から外出する人の増加

- ひきこもりから脱する必要性を感じてくれる人の増加
- 自信や自己肯定感が高まる人の増加
- 安心して外出できる人・社会と関わりをもてる人の増加

- ・ひきこもりサポーター※の活用
- ・障がい者相談支援との連携
- ・精神科アウトリーチ強化活動
- ・ひきこもりアウトリーチ強化活動(新)
- ・ひきこもりサポーター※定期訪問活動(新)
- ・ピアサポーター※の養成・活用(新)

#### ●福祉サービスの支援をする居場所等に定期的に通う

- ことができる人の増加
- 精神的・身体的に充実して定期通所できる人の増加
  - 居場所で新たな人間関係を構築できる人の増加

- ・居場所支援(フリースペース)
- ・就労準備支援事業
- ・ひきこもりサポーター※寄り添い支援
- ・ピアサポーター※の養成・活用(新)

#### ●福祉的就労※(就労訓練)を継続することができる人の増加

- 福祉的就労※で新たな人間関係を構築できる人の増加
- 精神的・身体的に充実して就労訓練を継続できる人の増加

- ・就労準備支援事業
- ・ひきこもりサポーター※の活用
- ・ピアサポーター※の養成・活用(新)
- ・ハローワークとの連携
- ・若者サポートステーションとの連携
- ・企業向けの啓発セミナー(新)

#### ●一般企業でインターンをする可以增加

- インターンで受け入れてくれる企業の増加
- 一般企業で新たな人間関係を構築できる人の増加

- ・就労準備支援事業
- ・認定就労訓練事業(中間的就労)
- ・ハローワークの連携
- ・若者サポートステーションとの連携
- ・障がい者就業・生活支援センター事業との連携
- ・企業向けの啓発セミナー(新)
- ・ひきこもり者を対象としたジョブコーチ事業(新)
- ・ひきこもり者の就労研究事業(新)

#### ●一般企業で就職できる人の増加

- 伴走型支援を行ってくれる企業の増加
- 一般企業で就労を継続することができる人の増加
- 受け入れてくれる企業の増加

#### ●一般企業での就労を継続できる人の増加

- 継続的な就労支援の仕組みの構築

### 重点活動

本人や家族が支援につながるための

#### ①ひきこもり広報強化活動

ひきこもり状態にある人の家族等向け講座や広報活動強化等を通じ、相談窓口、居場所等の認知度向上を行い、潜在的なニーズが支援につながるようになります。

潜在的なニーズを支援につなげる

#### ②積極的アウトリーチ活動

多様な機関・職種と連携をして支援につながっていないひきこもり状態にある人の自宅へ定期的に訪問し、居場所や福祉的就労※等につながるようにします。

福祉職が企業での就労を継続的に支える

#### ③一般企業における福祉職支援型継続的就労普及活動

福祉的就労※から一般企業への移行、そして就労の継続を支える仕組みとして、福祉職が関与する継続的就労サポートを一般企業に普及させる活動を行います。

#### ●評価指標の例

- ・発見できてなかったひきこもり状態にある人の発見率
- ・ピアサポートによる相談の仕組みの確立
- ・一般企業と福祉職支援型継続的就労に関する協議を行う場の確立

**⑪ 買い物・  
受診困難**



「高齢や障がい等で移動に  
困難を抱える住民が『日常  
生活に必要な買い物や病院  
受診』をできる社会の実現」

## 伊賀市で約1万4千人以上が“自力で車移動できない” 現実。買い物・通院困難の深刻な実態

地域生活課題の現状

### ●伊賀市で免許がない高齢者 推計1万4千人

(全国の65歳以上の高齢者における免許非保有割合47.6%(令和5年)から、伊賀市の同年齢層の人数を計算:伊賀市社協調べ)

### ●伊賀市の食料品アクセス困難人口 推計7,500人

(市民アンケート 伊賀市 2019年度)

### ●最寄りの公共交通機関までの距離が1km以上の 伊賀市民 4人に1人以上

(伊賀市社協調べ)

近年、運転免許を返納する人が増加しており、伊賀市では過去15年で約4,500人が免許を返納し、免許を持たない高齢者は約1万4千人にのぼると推計されます。一方で、公共交通の縮小が進み、自宅から最寄りの駅やバス停まで1km以上離れて暮らす人は市民の4人に1人に達するなど、「移動の自由」が失われつつあります。高齢化の進行も重なり、買い物や通院といった日常生活に欠かせない移動が困難な人は増え続けています。こうした「移動困難」は単なる不便にとどまらず、生活や健康を脅かす深刻な社会問題です。外出しない高齢者は認知症の発症リスクが約2倍になるという研究もあり、移動の問題は健康維持とも直結しています。市内では、食料品の購入が難しい「食料品アクセス困難者」が約7,500人と推計され、「現在または将来、買い物について困りごとや不安がある」と答えた人も55.8%※1にのぼるなど、買い物困難の問題が深刻化しています。お米等の重いもの、トイレットペーパー等のかさばる日用品を購入できず、生活の質が低下したり、移動に時間がかかることで生鮮食品を買いにくくなり、栄養状態が悪化するケースも見られます。これは単なる「買い物の不便」ではなく、経済的余裕があっても生活に必要なものを確保できない、新たな「生活困窮」の形といえます。さらに、交通手段がなく、通院を断念せざるを得ない人もおり、糖尿病など継続的な治療が必要な疾患では、重症化や命の危険につながるおそれがあります。このように移動困難にある住民が買い物や病院受診に困難を抱える問題の背景には、「お店や病院までの移動の困難」「インターネットや配達サービス等を活用した買い物の困難」「オンライン診療や近所等での病院受診の困難」など、複数の課題が重なっています。中でも特に深刻なのは、「移動支援の地域活動の不足」「支援活動とニーズを繋ぐ仕組みの不足」「インターネットや配達サービス等を利用できない人への支援不足」といった支援の空白の存在です。これらの空白を埋め、「高齢や障がい等で移動に困難を抱える住民が『日常生活に必要な買い物や病院受診』をできる社会」を実現するために、早急な対策が求められます。

近年、運転免許を返納する人が増加しており、伊賀市では過去15年で約4,500人が免許を返納し、免許を持たない高齢者は約1万4千人にのぼると推計されます。一方で、公共交通の縮小が進み、自宅から最寄りの駅やバス停まで1km以上離れて暮らす人は市民の4人に1人に達するなど、「移動の自由」が失われつつあります。高齢化の進行も重なり、買い物や通院といった日常生活に欠かせない移動が困難な人は増え続けています。こうした「移動困難」は単なる不便にとどまらず、生活や健康を脅かす深刻な社会問題です。外出しない高齢者は認知症の発症リスクが約2倍になるという研究もあり、移動の問題は健康維持とも直結しています。市内では、食料品の購入が難しい「食料品アクセス困難者」が約7,500人と推計され、「現在または将来、買い物について困りごとや不安がある」と答えた人も55.8%※1にのぼるなど、買い物困難の問題が深刻化しています。お米等の重いもの、トイレットペーパー等のかさばる日用品を購入できず、生活の質が低下したり、移動に時間がかかることで生鮮食品を買いにくくなり、栄養状態が悪化するケースも見られます。これは単なる「買い物の不便」ではなく、経済的余裕があっても生活に必要なものを確保できない、新たな「生活困窮」の形といえます。さらに、交通手段がなく、通院を断念せざるを得ない人もおり、糖尿病など継続的な治療が必要な疾患では、重症化や命の危険につながるおそれがあります。このように移動困難にある住民が買い物や病院受診に困難を抱える問題の背景には、「お店や病院までの移動の困難」「インターネットや配達サービス等を活用した買い物の困難」「オンライン診療や近所等での病院受診の困難」など、複数の課題が重なっています。中でも特に深刻なのは、「移動支援の地域活動の不足」「支援活動とニーズを繋ぐ仕組みの不足」「インターネットや配達サービス等を利用できない人への支援不足」といった支援の空白の存在です。これらの空白を埋め、「高齢や障がい等で移動に困難を抱える住民が『日常生活に必要な買い物や病院受診』をできる社会」を実現するために、早急な対策が求められます。



かんべ北斗号試験運行出発式

※1 神戸地区で安心して暮らすための買い物に関するアンケート結果報告書 2017年

## 地域生活課題の分析

日常生活に必要な買い物や病院受診が困難となる背景には、移動手段の確保が難しいことに加え、自宅や近所で買い物や受診が可能な環境が整っていない場合や、環境は整っているもののインターネット利用等が困難で実際には利用できない場合があることが考えられます。

### お店や病院まで移動が困難

乗り場の距離、便数、乗継の問題で公共交通機関利用がしづらい。デマンド交通※、地域運行バス、地域活動による移動支援がある地区は限定的。移動支援サービスがある地域でも、移動ニーズはあっても利用に結びついていない住民が多いことが課題。通院では往路は移動支援サービスを利用できるが、終わる時間が読みにくく、復路に利用が困難である

### 自宅・近所で買い物が困難

移動販売車による支援は市内全域に広がったが、ニーズはあっても利用に結びついていない住民が多い。移動販売で購入できない食品や生活用品は、宅配やインターネットによる購入が必要だが、登録や購入仕方がわからず、利用に結びつかない等の問題がある

### 自宅・近所で受診が困難

訪問診療を行う病院もあるが、実施する病院や人的資源等が限られている状況。オンライン診療については、伊賀市では取り組みはない

● 移動困難な人がお店や病院まで移動して買い物・受診をできるようにする

- 自力で公共交通機関での移動が困難な人がお店・病院に移動できる
- 自力でデマンド交通※の利用が困難な人がお店・病院に移動できる
- 移動支援に関する地域活動を利用して買い物に行くことができるようになる
- 地域活動による移送支援サービスを利用して買い物に行くことができるようになる

- ・フリー乗降コミュニティバス普及活動
- ・移動ニーズマッチング活動
- ・(仮称)ケアネット活動(新)
- ・移動支援サービス普及・伴走支援活動(地域福祉コーディネーター事業)(新)
- ・移動支援サービス普及のための研修会(新)
- ・地域における移動支援普及活動

● 自宅や近所で買い物をするのが困難な人が買い物ができるようになる

- 移動販売車等で近所で買い物することが困難だった人ができるようになる
- 宅配・配達や訪問販売等で買い物することが困難だった人ができるようになる
- インターネットで買い物することができるようになる

- ・移動ニーズマッチング活動
- ・(仮称)ケアネット活動(新)
- ・インターネット・配達等登録及び注文支援活動(ケアネット活動)(新)

● 自宅で受診することが困難な人が受診できるようになる

- 訪問診療を受けることが困難だった人が受けられるようになる

- ・訪問診療に関するニーズ及び取組課題把握調査研究活動(新)

重点活動

乗りたい人と乗せたい人を繋げる  
① 移動ニーズマッチング支援活動

移動したいニーズと移動支援サービスが繋がっていない問題を解決するため、公共交通機関に加え、地域運行バス、デマンド交通※、地域活動による移動支援サービスに関する情報提供を通じてマッチングを行い継続利用に繋がります。

移動支援がある地域を増やす  
② 移動支援サービス普及・伴走支援活動

移動支援サービスの取り組みを各地域で増やしていくための啓発活動を行うとともに、希望する地域でサービスが順調に立ち上げられ、安定運営ができるよう伴走支援活動を行います。

オンライン・配達利用困難者等への  
③ インターネット等登録・注文支援による買物支援活動

インターネットや配達等による買い物の登録や注文が困難な人に対して情報提供やサポートを行い、必要な買物ができるようにします。

● 評価指標の例

- ・移動・買物ニーズと移動支援活動とのマッチングを行う仕組みの確立と支援に繋がることができるようになった人の数
- ・移動支援活動が行われている地域の増加状況

## 12 認知症の人の 行方不明



「認知症を原因とする行方不明による死亡者をゼロにする」

## 今年も「帰れなかった人」がいる！伊賀市で繰り返される、認知症の人による行方不明の問題

地域生活課題の現状

●行方不明者(82,563人)のうち、  
認知症またはその疑いのある人▶18,121人(全国)

(警察庁調べ 2024年度)

●認知症 去年の行方不明者 死亡の7割以上が  
5キロ圏内

(警察調べ 2025年度)

超高齢化社会となった現在、認知症患者も年々増加しています。認知症が原因で行方不明になる人は約2万

人、そのうち認知症が原因で行方不明になり死亡した人は、2024年に全国で491人に上り、約8割が失踪場所から5キロ圏内で亡くなっていました。また伊賀市においても、毎年認知症疑いによる行方不明者が発生しています。なかには、亡くなって発見されたり、行方不明のまま何年も見つからない人もおり、家族は辛い思いをしています。

認知症の人による行方不明が起こる原因としては、「認知症の増加」「家族だけでひとり歩きを防ぎきれない(限界)」「迷いびとになった初期段階で地域の支え合いで発見・予防できる仕組みの不足」「早期に捜索を行う連携のためのマニュアル作りや訓練の不足」などがあります。さらに、家族が認知症であることを周囲に伝える恥ずかしさにより、問題が深刻になってから通報される現状なども問題が深刻化する原因となっています。

その中で、支援の空白地帯になっているものとして、「地域の支え合いで行方不明の発見・予防できる仕組みづくり」「迅速に捜索を行うためのマニュアル作りや徘徊模擬訓練※」「恥ずかしさを作ってしまう偏見をなくす取り組み」などがあります。

今後、行方不明になることが未然に防げるよう、困っている人を地域で、見守りや声かけをするケアネットの仕組み作りや認知症に対する偏見に対する啓発活動、また早期に発見できるための徘徊模擬訓練※等を進め、認知症を発症しても住み慣れた地域で安心して生活し続けることができる地域づくりに取り組みます。



## 地域生活課題の分析

行方不明になる原因として、認知症の人の増加や家族だけではひとり歩きを防ぐことへの限界が来ていること、迷い人になった初期段階で地域の支え合いで発見・予防できる仕組みがないこと、捜索を行う訓練の不足等も考えられます。また、家族が認知症であることを周囲に知られることの恥ずかしさから、問題が深刻になってから通報される現状も否めません。

認知症の人の増加	治療が遅れて悪化	行方不明時の事故	行方不明に気づく時間	近隣住民の声かけの不足	通報の遅れ	捜査開始までの時間	発見までの時間
睡眠や運動等の不足、酒やタバコ等の摂取、ストレス、鬱、バランスの取れていない食事等によって認知症の人が増加している	通院を促す人の不在、強い偏見による通院拒否等によって治療が遅れ、認知症が悪化している	危険箇所が把握できておらず、危険箇所への対策について要望をあげていないため事故が起こっている	家・敷地から出た時に気づくことが難しいため、家族が気づくのに時間がかかる	家族に偏見があることや、認知症であることを近所の人から知らないことで、声かけが不足している	認知症ということを知られたくない、また事を大きくしたくないという思いから通報が遅れる	関係機関共通の創作手順、判断基準を整備したマニュアル等が未整備	捜索時に、多くの住民や関係者が協力して、見守りや声かけを行う仕組みがないため発見までに時間がかかる

● 認知症になる人の減少

- 生活習慣病になりにくい生活をしている人の増加
- 聴力低下してもコミュニケーションを継続できる

- ・認知症・介護予防教室
- ・ふれあいいきいきサロン
- ・(仮称)補聴器の使い方セミナー(新)

● 認知症の治療が遅れて悪化する人の減少

- 認知症に気づいて通院を促してくれる人がいる
- 認知症であることを否定して受診しない人の減少

- ・福祉サービス相談窓口
- ・認知症サポーター養成講座

● 認知症の人が行方不明になった場合事故が起こる可能性の減少

- 過去行方不明者の事故が起こった危険箇所において対策が行われている場所の増加

- ・ひとり歩き時危険箇所に関する対策促進活動(新)

● 家・敷地から出た事に家族が気づくまでの時間が短縮される事案の増加

- いつもの散歩コースを外れていた時に連絡が入る
- 家・敷地から出た時に気づくことができる世帯の増加

- ・見守り・声かけ希望者登録によるひとり歩き行方不明予防活動(新)
- ・(仮称)ケアネット活動(新)

● 認知症の人が歩いていることに気づいても声をかけない人の減少

- 近所の人と付き合いがない人(認知症本人・家族)の減少
- 認知症だということを近所で見守りしてくれる人などから把握されている
- 歩いている人が認知症であることを把握し声掛けや家族への連絡等の行動を起こすことができる人の増加

- ・見守り・声かけ希望者登録によるひとり歩き行方不明予防活動(新)
- ・鍵預かりサービス(新)
- ・(仮称)ケアネット活動(新)
- ・支え合いマップの作成支援
- ・認知症サポーター養成講座
- ・認知症高齢者安心見守り声かけ訓練

● 行方がわからなくなって6時間以内に通報する人の増加

- 迷い人になる前兆があった時に、危機感を持って一人歩きの対策を取り始める家族の増加
- 徘徊による行方不明を通報しやすくなり、家族が捜索を要請する判断の時間が短縮する

- ・見守り・声かけ希望者登録によるひとり歩き行方不明予防活動(新)
- ・(仮称)ケアネット活動(新)
- ・地域での認知症勉強会

● 通報から捜索が開始されるまで、また捜索開始から発見までの時間の短縮

- 家族や関係者が普段行きそうな所を把握している
- 警察等の捜索時に多くの住民や関係機関等も協力して行方不明者を気にかけて、見守り・声かけをする仕組みができる

- ・見守り・声かけ希望者登録によるひとり歩き行方不明予防活動(新)
- ・(仮称)ケアネット活動(新)
- ・徘徊捜索手引き整備に関する検討

重点活動

① 平時から支え合うための見守り声かけの仕組みづくり

地域住民同士の見守りや声かけを通じて助け合えるケアネットの仕組みづくりをおこないます。

② 早急に発見されるための模擬訓練への当事者参加促進

声かけ訓練や徘徊模擬訓練※等への当事者やその家族の参加促進を行い、ひとり歩きの際の声かけの流れを学ぶとともに、当事者等との繋がりがりづくりもおこないます。

見守り・声かけ希望者事前登録を通じた  
③ 行方不明予防活動

ひとり歩きが心配な認知症の当事者や家族から事前登録をしてもらい、ケアネットでの情報共有を通じて、通常時及び行方不明時の見守り・声掛けに繋がります。

● 評価指標の例

- ・ひとり歩きが発生した際の地域住民による見守り・声かけの仕組みがある地域の増加
- ・ひとり歩きをしている認知症の人を見つけた際に家族等の連絡先がわかる人の増加
- ・ひとり歩きに不安のある当事者や家族が登録し、見守り・声かけが行われる仕組みの確立

## 地域生活課題解決を支えるためのしくみづくり

### 地域生活課題解決を、人・場・活動・ネットワーク・財源で支える

#### 人で支える

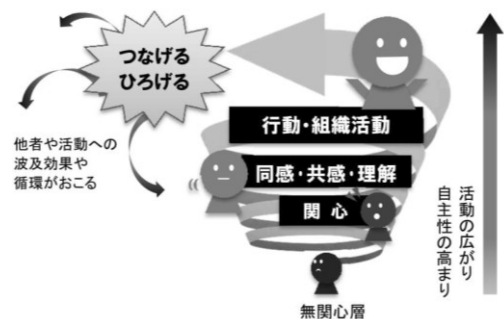
- 地域を支えるための人づくりをすすめます。

少子高齢化に伴う一人暮らしや高齢者世帯の増加、地域の担い手不足などの課題、ひきこもりや複合的な課題を抱える世帯への支援など、第4次伊賀市地域福祉活動計画でも取り組んできた地域生活課題の解決に向けて、引き続き取り組んでいく必要があります。

第5次伊賀市地域福祉活動計画では、民生委員児童委員や住民自治協議会などの住民自治組織、地域活動団体と協働し、住民一人ひとりが地域生活課題に関心を持ち、課題解決に関わる仕組みづくりを進めます。

また、「支える側」「支えられる側」という立場を超えて、互いに助け合いながら暮らせる地域をめざします。そのために、地域に必要な生活支援サービスの充実を図るとともに、富山県氷見市で実践されている、地域住民による見守りや支え合い活動を行う「ケアネット活動※」のように、地域の中で支援の輪が広がる仕組みづくりを推進します。

さらに、地域の身近な見守りや買い物支援、集いの場づくりなど、住民ができることから関わり、気づきやつながりを通して、誰もが安心して暮らせる地域づくりをめざします。



支えあいのコミュニティサイクル  
イメージ図(検討中)

- 個別の生活相談から参加支援、地域づくり支援と一体的な相談支援を進めます。

39の住民自治協議会を単位に、その地域の住民、機関、団体、企業等と協働して地域づくりを進めていくために、「地域福祉コーディネーター※」を配置しています。

地域福祉コーディネーター※は、専門的な知識と技術、経験等を活かし、専門職や相談支援機関等と連携しながら「人・しくみ・地域・場・ネットワーク」づくりを支援します。

具体的には、住民からの生活の困りごとの解決に寄り添う「アウトリーチ※」、情報提供やその人に適した社会資源につなぐ「参加支援」、個別の課題を地域の課題に据えて、地域の多様な社会資源を活かしたり新たに生み出したりしながら、住民が身近な課題に気づき主体的に解決していく「地域づくり支援」です。これらを一体的に進めることにより、地域の課題解決力を高め、地域の活性化に寄与します。

## 場で支える

### ●地域の人が集える場(居場所)づくりの支援を行います。

現在、子どもの貧困や孤食、不登校、高齢者の閉じこもりなど、世代や分野を横断する複合的な課題が顕在化しています。地域における孤立や複合的な地域生活課題を早期に発見・解決するためには、誰もが気軽に立ち寄れる「居場所」の整備が不可欠です。

この課題に対応するため、居場所を単なる交流の場や限定的な利用にとどめず、地域の多様なニーズに応える多機能型拠点としての普及・定着を進めます。

具体的には、子育て世帯や高齢者、生活困窮者などを対象に、食事の提供、学習支援、各種の相談機能、多世代交流といった多様な機能を備えた場づくりを支援します。

また、空き施設などの地域資源を有効活用し、居場所の新たな開設を促進するための情報提供や、運営に必要な財源確保の支援を行います。

### ●地域福祉コーディネーター※が行う「人・しくみ・地域・場・ネットワーク」づくり支援の例

1. 地域福祉ネットワーク会議※の運営支援
2. 身近な見守り・声掛け・助けあい活動(ケアネット活動※)の推進
3. 平時からの災害への備えの推進  
(個別避難計画作成支援、地域支えあいマップ作製支援、要配慮者参加型避難訓練等)
4. 地域生活支援サービス、コミュニティビジネス※の創設支援
5. 民生委員児童委員活動と地域活動の連携支援
6. 住民が主体的に課題解決を進めるための学びの場づくりの支援(地域福祉教育)
7. 地域生活課題把握のための、住民アンケート等の取り組み支援



## 活動で支える

### ●地域の力を高めます。

伊賀市には、地域福祉活動を推進する協議体として、住民自治協議会を単位に設置された「地域福祉ネットワーク会議※」があります。コロナ禍においては、地域福祉ネットワーク会議※が休止し、収束後も再開できていない地域があります。また、住民自治協議会の役員交代により運営が継承できないことや、住民自治協議会における地域福祉ネットワーク会議※の位置づけが明確でないことから、活動の活性化が難しくなっていることも課題です。

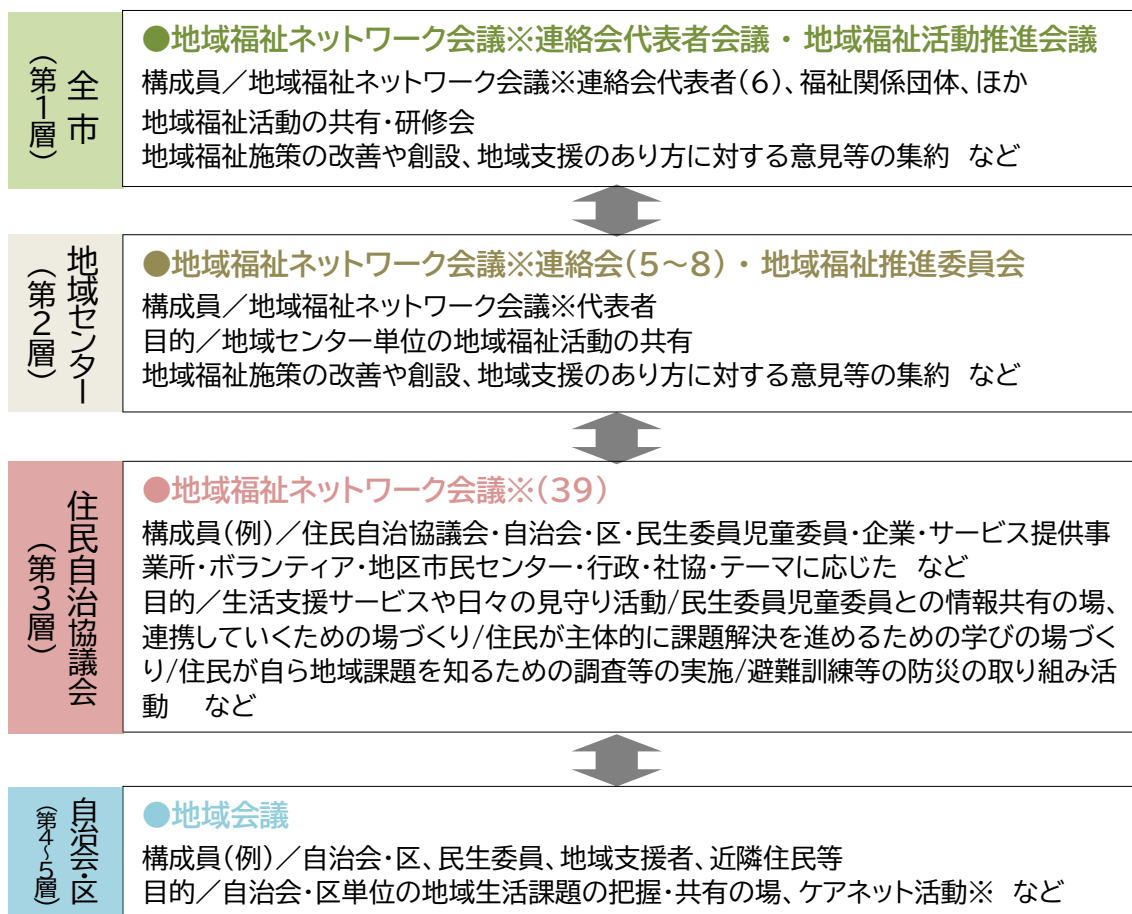
第5次伊賀市地域福祉計画および第5次伊賀市地域福祉活動計画の策定にあたっては、39の住民自治協議会単位で実施したワークショップ※が、未設置地域での会議立ち上げや、未開催地域での再開・活性化につながりました。今後は、見守りや助け合い活動、災害対策など、身近な地域生活課題の解決に向けた取り組みを、地域住民の主体的な参画のもとで推進していくため、地域福祉ネットワーク会議※の活性化を支援します。

また、地域福祉ネットワーク会議※相互の情報発信・共有および交流の機会として、「地域福祉ネットワーク会議※連絡会」を地域センター単位(支所単位)で開催します。

さらに、必要に応じて自治会・区単位などで「地域会議」を開催し、身近な見守りや声かけ、助け合い活動(ケアネット活動※等)を推進します。

地域住民が地域生活課題に気づき、課題解決に向けた力を高めていくため、地域福祉コーディネーター※が各層を機能的に結びつけ、それぞれの層に応じた地域福祉活動の活性化を支援します。

### ●各層の主な活動とつながり(イメージ)



### ●地域生活支援サービス、コミュニティビジネス※の創設支援

少子高齢化や家族形態の変化、地域のつながりの希薄化などにより、従来の制度やサービスだけでは対応しきれない多様な生活課題が生じています。こうした課題に対しては、行政や専門機関による支援に加え、地域に暮らす住民一人ひとりが身近な課題に気づき、解決に向け互いに支え合う地域づくりがますます重要となっています。

住民が主体となって、安心して暮らせる地域づくりに向けた見守りや声かけ活動や、軽度生活支援、居場所づくり、地域交通の運行を検討・実施する動きが見られますが、まだ限られた地区にとどまっています。社会福祉協議会は、このような住民による地域生活支援サービス(インフォーマルサービス※)やコミュニティビジネス※の創設支援や定着支援をします。さらに、市民が必要なサービスの情報を得られるよう、福祉情報検索サイト「ぼちっと伊賀※」を活用して、地域資源の把握と情報の一元化を推進します。

### ネットワークで支える

複雑かつ多様な地域生活課題を解決していくには、保健・医療・福祉・教育・就労・司法等の専門職・機関・団体が、住民と連携協働して進めていく必要があります。

第5次伊賀市地域福祉活動計画がめざす、「高参加・高福祉※」で地域生活課題解決ができる伊賀市の実現に向けて、従来の分野別の支援ではなく、ネットワークを活かして一体的に支援ができるよう多様なプラットフォーム※を構築し、個別の課題にとどまらず、地域全体や多岐にわたる課題に対し、多職種・多機関が協力して解決に取り組みます。

### ●企業や社会福祉法人等による地域福祉貢献活動を推進します

昨今、多くの機関・団体・企業等は SDGs を通じて社会貢献を果たし、持続可能な社会の実現に寄与すること重要視し、取り組みを進めています。資金的、人的、物的資源を投入して地域生活課題の解決を試み、成果を出している事例も多くあります。

特に社会福祉法人は、福祉分野において高い公益性と非営利性が担保された法人として位置づけられており、福祉ニーズの多様化・複合化が進む中で、地域生活課題の解決や地域力の向上に貢献することが求められています。

さらに、社会福祉法人だけでなく、NPO 法人や民間事業者なども、地域福祉活動に取り組むことが期待されています。

伊賀市内に拠点を置く社会福祉法人による「伊賀市社会福祉法人連絡会※」をはじめ、地域の企業・事業者などと住民自治協議会などの地域福祉推進組織をつなぎ、地域福祉ネットワーク会議※など様々な地域活動への参画を促します。また、企業・法人等による地域貢献活動の推進も支援します。

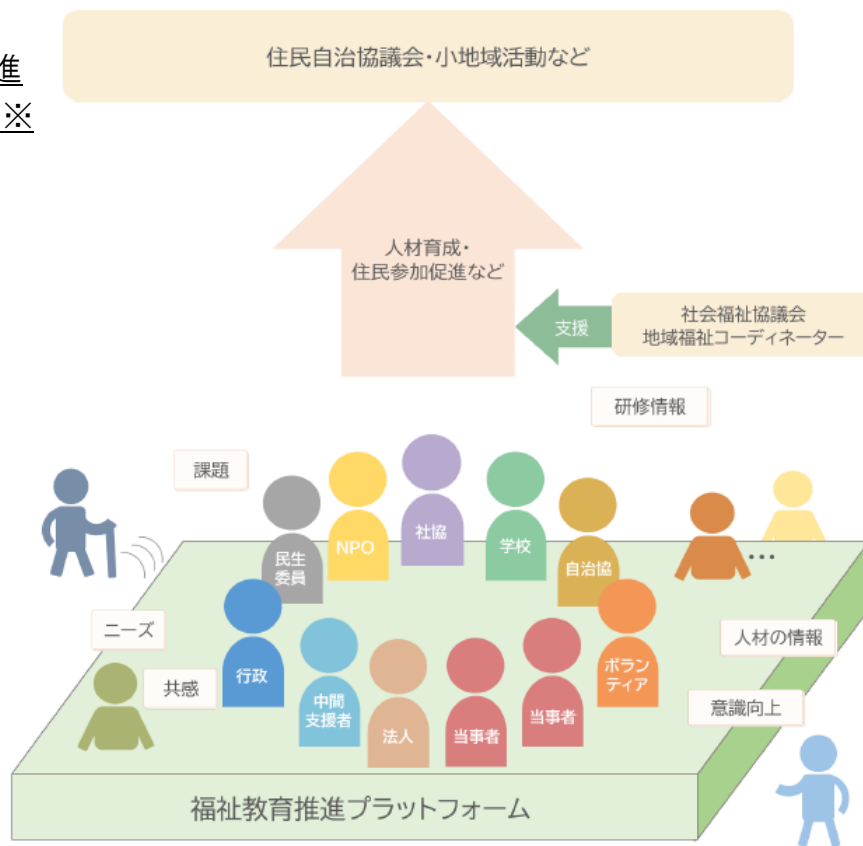
● 団体活動や地域生活課題に応じたプラットフォーム※を形成し、地域生活課題解決を進めます

「高参加・高福祉※」を実現する手法として、「福祉教育推進プラットフォーム※」があります。これは、地域活動への参加、地域生活課題の考察など、地域を基盤として福祉教育を進めるにあたって、いつでも、誰でも、どこでも、福祉を学べる機会と学習内容を一緒に考える、ゆるやかなネットワークです。このネットワークに加わりお互いに影響し合い意識を向上することで、新しい発想や価値(観)が生まれます。また、当事者がもつ生活の困難さや喜びに共感し、社会の矛盾に気づき、地域生活課題を共有し、身近なところから改善を試みることができる場でもあります。

地域生活課題を解決するために、活動団体や当事者団体、関係機関など、多様な主体の参画が得られるようプラットフォーム※を形成し、それぞれの主体の特徴を生かした課題解決の手法を見出すことや主体間が関係構築することにより、地域福祉の基盤は強化されます。

社会福祉協議会は、各組織や機関・人をつなぎ、役割をコーディネートし、それぞれのもつノウハウや情報・資源の共有、活動団体相互の交流の場としてのプラットフォーム※機能を充実させる支援をします。

◆福祉教育推進  
プラットフォーム※  
イメージ図



●福祉教育とは？

福祉教育は、身の回りの人々や地域との関わりをとおして、そこにどのような福祉の課題があるかを学び、その課題を解決する方法を考え、解決のために行動する力を養うことで、ともに生きる力を育むことを目的としています。

さまざまな「気づき、学び」から、市民の地域生活課題に取り組む意識が形成され、さらなる地域福祉活動につながり、結果として地域力が高まるよう、地域を基盤とした福祉教育を推進します。

## 財源で支える

### ●地域生活課題を解決する団体等への財源確保のサポートや財源支援をします

人口減少社会を迎え、地域コミュニティの維持が課題となる中、多様な主体が協働して地域生活課題に取り組むことが不可欠です。

現在、住民自治協議会などの地域運営組織や福祉団体、NPO などが、日常生活に根ざした多岐にわたる活動を担っています。しかし、これらの組織は人手不足や資金不足という大きな壁に直面しています。地域生活課題を解決する団体等が、活動の持続性と地域生活課題対応力の基盤を強化できるよう、多角的な財源の確保に取り組む必要があります。

#### (1)地域運営団体等への財源確保の支援

地域の組織・団体が持続可能な活動を行えるよう、課題整理や仲間づくり、民間助成金の情報提供、事業収入向上に向けたアドバイスなど、財源確保に関する相談支援(ファンドレイジング※支援)を行います。

また、赤い羽根共同募金や歳末たすけあい募金の活用に加え、助成金、寄付、基金などを組み合わせ、地域福祉活動や住民参加型事業の持続的支援を図ります。

#### (2)地域運営団体等への財源支援

地域生活課題を解決する団体等が行う、福祉コミュニティづくりに資する活動に対して、赤い羽根共同募金や歳末たすけあい募金などの地域福祉財源を活用した活動支援を行います。

これにより、地域福祉活動、福祉教育、ボランティア活動、NPO 活動など、住民参加による多様な活動や事業の推進および地域生活課題解決に向けた取り組みを支援します。

(注：伊賀市地域福祉活動計画は、三重県共同募金会の定める配分に関する基本計画として位置づけます。)

#### (3)地域生活課題解決のための財源確保

社会福祉協議会では、市民の生活危機に迅速かつ柔軟に対応するため、「新型コロナウイルス緊急支援募金」「能登半島災害支援金募金」「『子どもの貧困対策』プロジェクト設立募金」などを募り、多くの市民や団体・企業からの支援によって、地域生活課題の解決に取り組んできました。

今後も、継続的な地域福祉活動に加え、地域のニーズに応じた支援活動を展開できるよう、多様な財源の確保に取り組めます。

### ●トピックス「民間主導による、平時からの非常時資金確保のしくみが発足！」

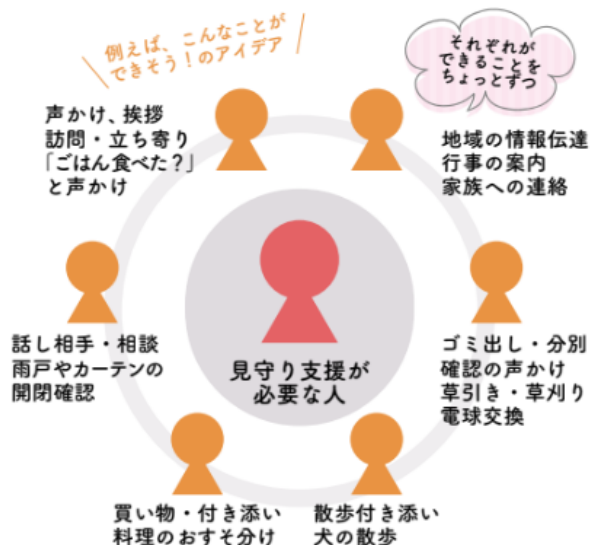
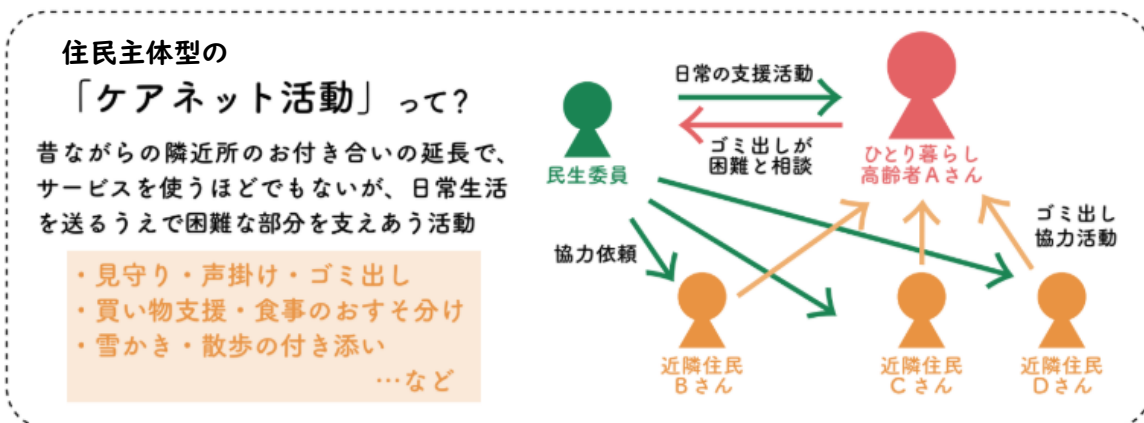
近年頻発する自然災害や感染症の拡大など、突発的な非常時に対応するため、令和6年7月、企業や非営利組織が有する資源・専門知識・ネットワークを活用し、市民の生活危機を乗り越えることを目的として、民間団体による「伊賀市非常時支援資金調達・管理センター」が設立されました。本センターでは、平常時から民間財源を確保・管理し、災害、公衆衛生危機、経済的困窮などの非常時に、支援を必要とする方々へ迅速かつ的確に支援を届ける体制づくりが始まっています。

## ① 地域住民による見守りや支え合い「ケアネット活動※」

隣近所の支え合いの延長線上で、高齢者に限らず支援が必要なすべての人を対象に、見守りや声掛け、ゴミ出し等の“ちょっとしたサポート”を地域住民が複数人でチームを組み支援する活動として、「ケアネット活動※」があります。サポートの内容は、それぞれが無理なくできる範囲で支援を行っています。

ケアネットは、日常生活の中でのつながりや支え合いを強化することを目的として、地域住民が安心して暮らし続けられる仕組みづくりを進めるため、取り組みを推進していきます。

- 隣り近所の関係希薄化を防ぎ、互いに気にかけて合う地域づくりの推進  
他人事を我が事として捉えられる関係性を育み、孤立や孤独死※の予防につなげます。
- 若い世代の福祉への関心を日常生活の中から醸成  
生活実態を通して、将来の地域を担う世代の育成につなげます。
- 日常の支え合いを通じて地域全体の力を高め、地域づくりにつなげる  
個別の支援から一歩進めて、誰もが主体的に関わり合える地域力の向上を図ります。
- 災害時に住民同士が助け合える支援体制づくり  
平常時のつながりをそのまま災害時の支え合いにつなげ、迅速で適切な支援が行える地域体制を整備します。



身近な地域の見守り・声かけ・支えあい活動  
「ケアネット活動※」のイメージ図  
(R7.9 いが見守り支援員養成講座※ワークショップより)

## ②わたしの安心シート※

緊急時や災害時における住民の安心・安全の確保を図るため、本会では緊急時医療情報キット「わたしの安心シート※」の普及促進に取り組んでいます。本取組は、住民自治協議会および民生委員児童委員等との協働のもと、救急搬送時や災害発生時に傷病者や要支援者の情報を迅速に把握し、必要な支援につなげることを目的とした地域福祉活動です。

これにより、自宅での急病時には救急隊員や医療機関が速やかに情報を確認でき、適切で迅速な救急医療活動を行うことが可能となります。また、平常時だけでなく、災害時においても要支援者の状況把握や支援の優先度判断に資するなど、地域の災害対応力の向上にも寄与します。



### ●わたしの安心シート※とは？

「わたしの安心シート※」は、氏名・生年月日・かかりつけ医・緊急連絡先などの基礎情報を本人が記入し、専用容器に入れて自宅の冷蔵庫に保管するものです。

### ③ 災害時要援護者支え合いマップ

防災・減災対策には、自分たちの暮らす地域にどんなリスクや弱点があるかを具体的に把握しておくことが重要です。そのためにも、防災の視点から地域の危険箇所等の把握と、福祉の視点から支援が必要な住民を把握し、これらの情報を、地図に落とし込んで「見える化」する支え合いマップづくりを通して、平時からの日常的な見守りや支援につなげるきっかけとします。

また、災害発生時に逃げ遅れを防ぎ、円滑に避難行動がとれるよう、実用性の高い取組として、マップを活用した要援護者参加型の避難訓練を実施し、実際に避難ルートを確認するなどの活用も進めます。

## 災害時要援護者 支え合いマップ作成マニュアル

“マップづくり”でわがまちの防災対策！

**災害時要援護者マニュアルに基づいた、住民による見守りネットワークづくり**

伊賀市地域まちづくり協議会では、「災害時要援護者マニュアル」を参考に、実際に地域に届けたいメッセージを届けるべく、サポートを依頼することになりました。地域住民の皆さんが、自分たちの暮らす地域にどんなリスクや弱点があるかを具体的に把握し、それを地図に落とし込んで「見える化」する支え合いマップづくりを通して、平時からの日常的な見守りや支援につなげるきっかけとします。

また、災害発生時に逃げ遅れを防ぎ、円滑に避難行動がとれるよう、実用性の高い取組として、マップを活用した要援護者参加型の避難訓練を実施し、実際に避難ルートを確認するなどの活用も進めます。

**支え合いマップ**

災害の発生及び拡大を防止するためには、自分たちの住んでいる地域が災害に対してどのようなリスクがあるのか、具体的に把握しておくことが大切です。そのためにも、防災の視点から地域の危険箇所等の把握と、福祉の視点から支援が必要な住民を把握し、これらの情報を、地図に落とし込んで「見える化」する支え合いマップづくりを通して、平時からの日常的な見守りや支援につなげるきっかけとします。

**情報の把握**

支え合いマップの作成には、地域住民の皆さんが、自分たちの暮らす地域にどんなリスクや弱点があるかを具体的に把握し、それを地図に落とし込んで「見える化」する支え合いマップづくりを通して、平時からの日常的な見守りや支援につなげるきっかけとします。



伊賀市社会福祉協議会

#### シート1 防災マップづくり

相（組）単位でまち歩きを行い、大地震や風水害でどんなことが起こるかを想像しながらそれぞれの防災マップを作成し、防災のための連携情報をすべての住民で共有しておきましょう。

防災区分と色シールを指定し、地図上に記入した防災マップを基にして、自主防災組織（区）の防災マップを作成しましょう。

**準備するもの**

- シール
- 色えんぴつ
- マスキングテープ
- 色紙
- 色鉛筆
- 色ペン
- 色マーカー
- 色シール

**チェック!**

- 相（組）単位で防災マップを作成し、自主防災組織（区）の防災マップを作成する。
- 相（組）単位で防災マップを作成し、自主防災組織（区）の防災マップを作成する。
- 相（組）単位で防災マップを作成し、自主防災組織（区）の防災マップを作成する。

#### シート2 支え合いマップづくり

要援護者区分と色シールを指定し、防災マップを基にして、透明シートを重ね合わせた地図上に要援護者情報を貼り、自主防災組織（区）の支え合いマップを作成しましょう。

**準備するもの**

- 透明シート
- 色シール
- 色えんぴつ
- マスキングテープ
- 色紙
- 色鉛筆
- 色ペン
- 色マーカー
- 色シール

**チェック!**

- 要援護者区分と色シールを指定し、防災マップを基にして、透明シートを重ね合わせた地図上に要援護者情報を貼り、自主防災組織（区）の支え合いマップを作成する。
- 要援護者区分と色シールを指定し、防災マップを基にして、透明シートを重ね合わせた地図上に要援護者情報を貼り、自主防災組織（区）の支え合いマップを作成する。



## 第4章 第5次伊賀市地域福祉活動計画の推進・評価

地域福祉活動計画の推進には、住民一人ひとりの参加と活動が不可欠です。また、市民の生活や福祉に関わるさまざまな関係機関・団体等の理解や協力、協働が重要になります。

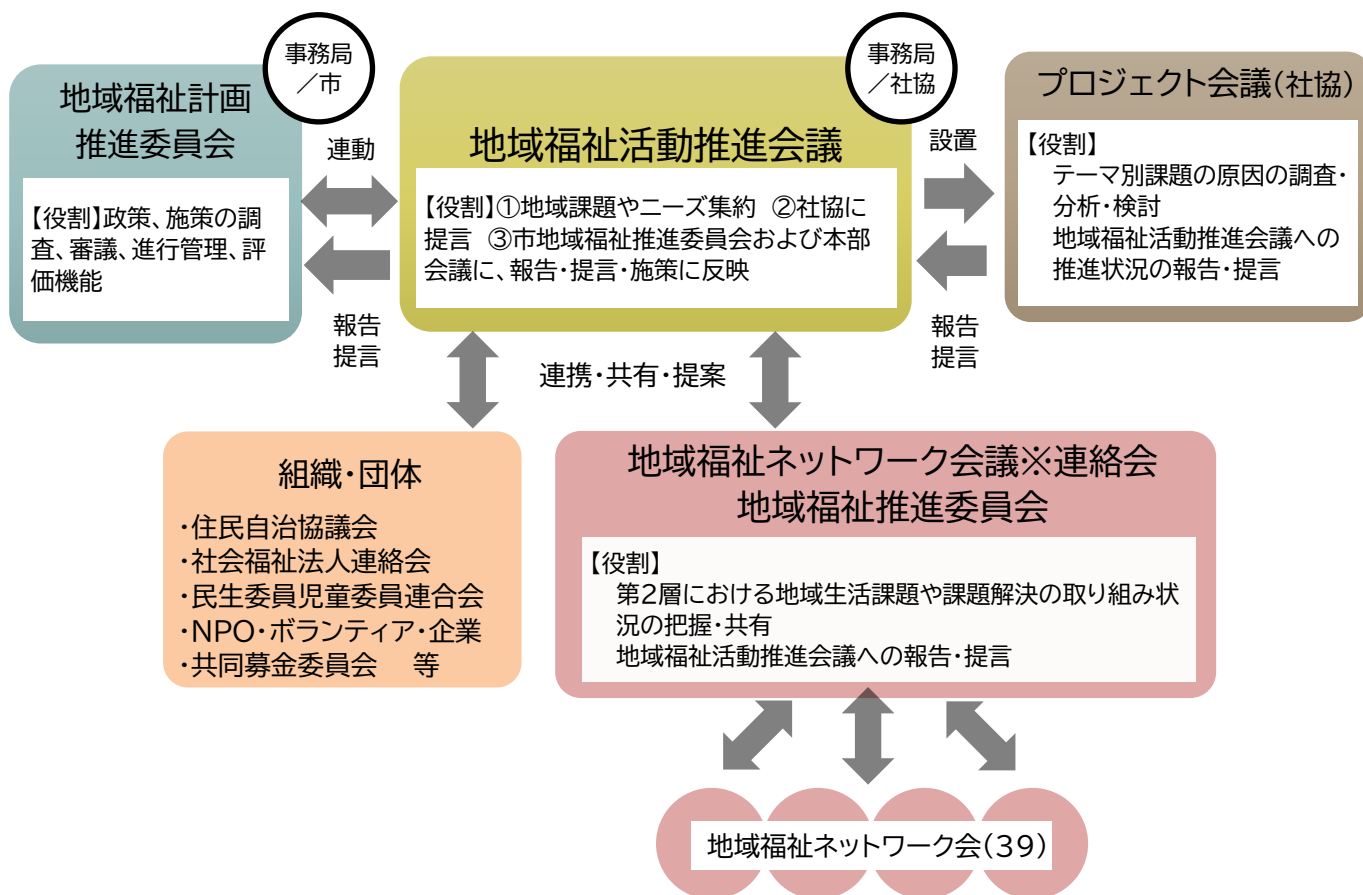
それぞれの地域生活課題に応じて、既存の組織や活動団体、ボランティア、企業などと必要に応じてテーマ別部会を設置し、プラットフォーム※を形成しながら、取り組みをすすめます。

なお、計画の推進にあたっては、地域生活課題の解決に向けた評価指標を予め設定し、事業や活動の結果として短期・長期の変化を含め、どのような成果を生み出したかを地域福祉活動推進会議において評価し、活動の改善に活かしながら取り組みを進めます。

また、地域福祉コーディネーター※が支援の対象を限定せず、点在しているさまざまな困りごとを可視化し、関係者が気づきを共有できる状態をつくります。また、生活者の目線に立って住民の困りごとを整理し、支援や施策につながる形へと翻訳します。

さらに、仕組みを実際に動く状態まで実装し、現場で活用され、困っている人に確実に届くよう機能させます。状況に応じ適宜見直しを行い、継続的な機能維持に努めます。(P46 参照)

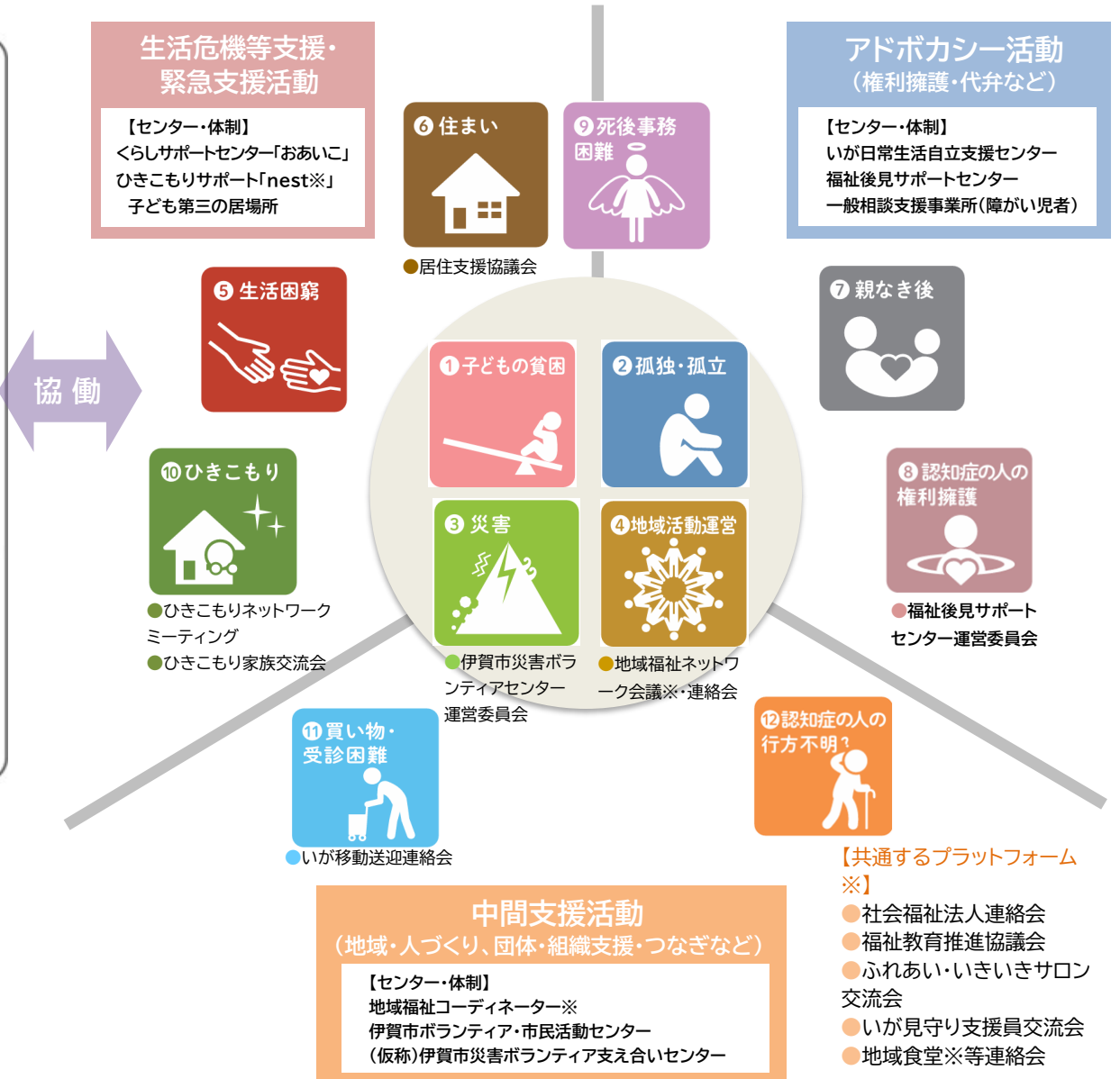
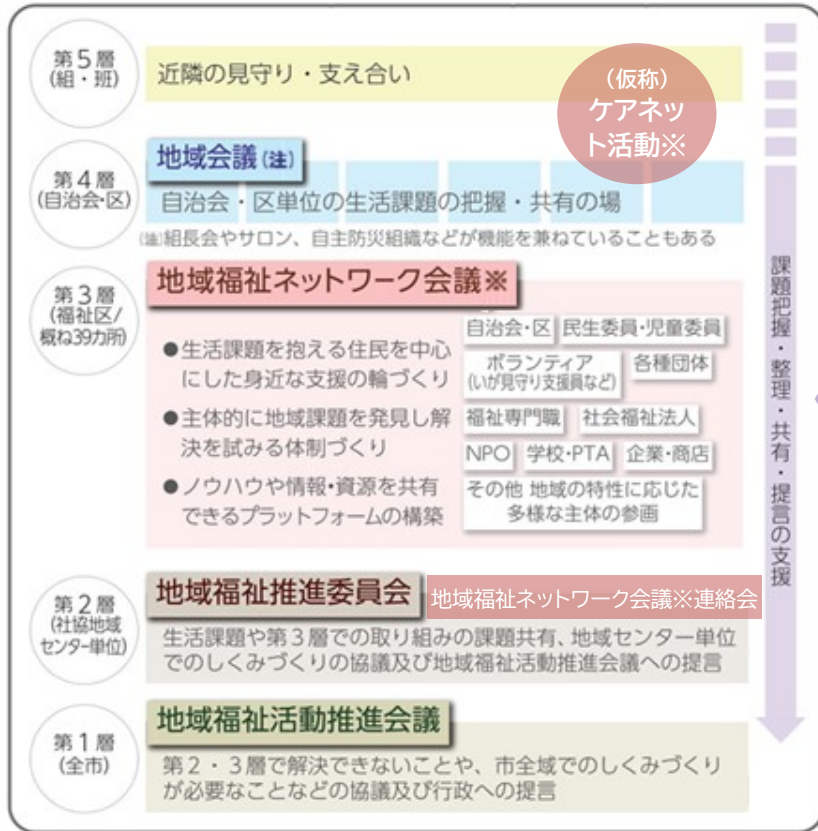
### ◆第5次伊賀市地域福祉活動計画 推進体制図



◆地域福祉活動の各層と会議体のイメージ図

※テーマの下に、該当するプラットフォーム※例を表記

◆地域生活課題と伊賀市社協の支援イメージ図



## 第5次伊賀市地域福祉活動計画 策定委員（伊賀市地域福祉活動推進会議委員）

	氏名	選出分野
議長	中村 伊英	社会福祉に関する活動を行う団体の代表者
副議長	大井 智香子	その他会長が必要と認めた者
委員	井上 順子	地域福祉推進委員
委員	増岡 茂樹	地域福祉推進委員
委員	西口 馨	地域福祉推進委員
委員	藤森 宣博	地域福祉推進委員
委員	勝本 順子	地域福祉推進委員
委員	吉輪 康一	当事者等の組織の代表(R6.9～)
委員	平田 久二	社会福祉に関する活動を行う団体の代表者(R7.10～)
委員	橋本 洋吉	社会福祉に関する活動を行う団体の代表者
委員	槇田 ちえみ	社会福祉に関する活動を行う団体の代表者
委員	中嶋 孝	社会福祉に関する活動を行う団体の代表者
委員	伊室 春利	伊賀市民生委員・児童委員(R8.2～)
委員	高橋 良忠	伊賀市民生委員・児童委員連合会 主任児童委員(R8.2～)
委員	和田 文子	伊賀市民生委員・児童委員(R5.3～)
委員	川上 善幸	事業者関係の代表
委員	堀田 大	事業者関係の代表
委員	森口 浩司	社会福祉行政機関(R7.6～)
委員	田邊 寿	社会福祉協議会

## アドバイザー

久津摩 和弘	日本地域福祉ファンドレイジングネットワーク COMMNET 代表理事
--------	------------------------------------

# 用語解説

※本文中に※印のある用語を解説しています。

## あ行

### アウトカム (P3、5等)

活動や事業によって生み出された成果や社会的変化のこと。単なる活動の実施数や参加者数（アウトプット）ではなく、活動の結果として社会や人々の生活にどのような変化・改善がもたらされたかを示す。

### アウトリーチ (P45)

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届ける活動。

### 伊賀市社会福祉法人連絡会 (P48)

伊賀市内で事業を展開する社会福祉法人が、多様で複雑な地域の福祉課題に対応するため、人材育成や地域貢献に取り組むとともに、制度の対象外となる課題にも地域住民と協力して対応し、無料または低額で福祉サービスを提供するほか、各法人の独自の支援活動を地域へ広く周知することを目的として活動している。

### いが見守り支援員養成講座 (P6、P51)

伊賀市社会福祉協議会が実施する、地域の見守り活動を担う人材を養成するための研修講座。民生委員児童委員経験者等が「いが見守り支援員」として登録できる仕組みを整備しており、認知症のひとり歩きへの対応や日常的な見守り・声かけ活動の担い手を育成する。

### インパクトゴール (P2、3等)

活動の結果として社会にもたらしたい、ポジティブで大きな変化の目標。事業の実施数や参加者数といった数値目標ではなく、「地域がどう変わるか」という社会変化そのものをめざす点が特徴。アウトカムや社会的インパクトの積み重ねによって実現をめざすもの。

### インフォーマルサービス (P23)

公的なサービス以外のもので、家族や友人、町内会や民生委員、地域住民、ボランティア等が行う、援助活動。（⇨フォーマルサービス：法制度に基づいて提供されるフォーマルサービス）

### インフレーション (P29)

物価が持続的に上昇する経済現象のこと。同じ金額で買えるものが減るため、特に低所得世帯や生活困窮者の生活に大きな打撃を与える。近年の急激な物価上昇により、食料品や光熱費などの生活必需品の価格が上昇し、生活が苦しいと感じる世帯が増加している。賃金や生活保護基準の引き上げが物価上昇に追いつかない場合、実質的な生活水準の低下につながる。

### MCI（軽度認知障害）（エムシーアイ） (P35)

（「軽度認知障害（MCI）（けいどにんちしょうがい）」を参照）

## LGBT（エルジービーティー）（P11）

Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、性別越境者）の頭文字をとった言葉で、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の総称のひとつ。

## か行

---

### 機能不全家庭（P14）

親に病気・障害・依存症・貧困等があり、子どもを育て支える機能が十分に果たせていない家庭のこと。こうした家庭の子どもは、必要な申請が行われなかったり、支援が届かないまま取り残されてしまうケースが多い。

### 強度行動障害（きょうどこうどうしょうがい）（P33）

自傷（頭を壁にぶつける等）・他害（噛みつき・ひっかき等）・激しいこだわり・睡眠の乱れ等、日常生活に著しい困難をきたす行動が高い頻度で続く状態。主に知的障害や自閉スペクトラム症のある人に見られ、支援者の専門的スキルが求められるため、受け入れ可能な施設やサービスに限られるという課題がある。

### 居住支援協議会（P15、P32）

住まいの確保に困難を抱える高齢者・障がい者・低所得者・外国籍の方等に対し、安定した住まいの確保と生活の安定を支援するため、行政（住宅部局・福祉部局）と民間（不動産関係団体・居住支援団体等）が連携して設置する協議体。伊賀市では社会福祉協議会と市が共同で設立。

### 居住支援法人（P15）

住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人として、都道府県が指定するもの。家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を行う。

### ケアネット活動（P24、P26等）

隣近所の支え合いの延長線上で、高齢者に限らず支援が必要なすべての人を対象に、見守りや声掛け、ゴミ出し等の「ちょっとしたサポート」を地域住民が複数人でチームを組んで行う活動。富山県氷見市の取り組みをモデルとして伊賀市でも推進しており、日常生活の中でのつながりや支え合いを強化することで、地域住民が安心して暮らし続けられる仕組みづくりをめざす。P.51にイメージ図を掲載。

### 軽度認知障害（MCI）（P35）

認知症と健常の中間の状態。記憶力など認知機能の一部に低下がみられるが、日常生活への支障が軽度なもの。適切な介入により、認知症への移行を遅らせることが可能とされる。

### ケースステートメント（趣意書）（P8）

団体の潜在的支援者に説明するために、団体の使命や活動内容、実績、社会的意義等を整理した文書。ファンドレイジング（寄付・助成金獲得）において、支援者の共感と行動を促すための重要なツール。

### 高参加・高福祉（P1、48等）

第5次伊賀市地域福祉活動計画のキーワード。「地域で暮らす一人ひとりが地域の一員として関わり合

う」ことにより、福祉の力を高めていこうとする考え方。市民の参加（参画）が高まることで、地域の福祉力も高まるという好循環をめざす。

### 孤独死（P7、16等）

誰にも看取られることなく、自宅等で一人で亡くなること。死後、発見が遅れるケースも多く、近隣や大家への影響も深刻。単身高齢者の増加に伴い、社会問題として注目されている。

### 校内カフェ（P5）

学校という慣れ親しんだ環境の中で、気軽に立ち寄れる居場所として設置したカフェ形式の居場所事業。こどもたちと緩やかなつながりをつくることで福祉的課題を早期に発見することを目指す。伊賀市社協の事業。

### コミュニティビジネス（P48）

地域住民が主体となり、地域が抱える問題を、ビジネスとして継続的に取り組むことにより、地域の問題を解決し、新たな雇用を作り出す事業。

## さ行

---

### 死後事務（P16、37等）

人が亡くなった後に必要となる、葬儀・埋葬の手配、遺品整理、住居の退去手続き、公共料金の精算、関係者への連絡、施設・病院への支払いなどの諸手続きの総称。頼める家族・親族がない場合、深刻な問題となる。

### 死後事務委任事業（P38）

死後の手続き等がきちんと行われるよう、生前に弁護士等の代理人に委任契約しておくもの。

### 事故物件（P15）

過去に自殺・孤独死・事件等が発生した不動産物件のこと。心理的瑕疵（かし）物件とも呼ばれ、入居希望者への告知義務がある。単身高齢者の孤独死が増加する中、大家が賃貸を敬遠する一因となっており、高齢者の住まい確保を困難にする要因の一つとなっている。

### 社会的インパクト（P1、2等）

活動や投資によって生み出される社会的・環境的变化。社会課題に対して、ポジティブ（積極的）で大きな変化をもたらすこと。

### 社会的養護施設（P31）

保護者のない児童や、虐待・貧困・家庭の事情等により家庭での養育が困難な児童を、公的責任のもとで社会的に養育・保護する施設の総称。児童養護施設・乳児院・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設などが含まれる。退所後の生活支援（アフターケア）が課題となっており、退所者が保証人・緊急連絡先を確保できず住まいに困るケースもある。

### 垂直避難（すいちょくひなん）（P9）

洪水・津波等の水害発生時に、近くの高い建物の上層階へ避難すること。水平方向への移動が困難・危険な場合に有効な避難方法で、迅速な対応が可能。高齢者や障がい者など移動に時間がかかる人にとっ

ても有効な手段となる。

### スクラップ&ビルド (P28)

不必要になった活動や事業を廃止（スクラップ）しながら、新たな必要な取り組みを立ち上げる（ビルド）こと。地域活動団体の持続可能な運営に向けた組織改革の手法として用いられる。

### 生活福祉資金貸付事業 (P30)

低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度。実施主体は都道府県社会福祉協議会で、県内の市区町村社会福祉協議会が窓口となって実施。

### 成年後見制度 (P16)

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々に、財産管理（不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続など）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など）などの法律行為を法的に保護し、支援する制度。

### 相対的貧困 (P29)

その社会の中で中央値の半分以下の所得水準で生活している状態。絶対的な飢餓状態ではないが、その国や地域の平均的な生活水準と比較して、大多数より貧しい状態を指す。日本では約6人に1人が該当するとされる。

## た行

---

### 地域アセスメント (P6)

地域福祉に関わる人が、地域の状況を客観的に把握し、活動の充実に結びつけることをめざし、人口や福祉施設、福祉活動、人材、地域課題等を把握して分析するもの。社会資源の把握と、地域の生活支援ニーズの把握の要素がある。

### 地域食堂 (P5、8等)

子どもやその親、地域の人々に対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供するための社会活動。

### 地域福祉コーディネーター (P9、P45等)

住民自治協議会を担当し、住民自治協議会の役員、民生委員児童委員、行政、学校や事業所などと連携して地域支援を進める担当職員。

### 地域福祉ネットワーク会議 (P5、17等)

地域福祉課題の解決に向け検討する場として、住民自治協議会を単位に構成する会議。住民自治協議会、自治会・区、民生委員児童委員、福祉サービス事業所、地区市民センター、ボランティア、地域企業、市社会福祉協議会などで構成する。

### デマンド交通 (P10、41、42)

利用者の事前予約に応じる形で運行経路や運行スケジュールを決めて運行する地域公共交通のこと。定路線・定時刻ではなく、予約に応じて柔軟に対応するため、公共交通が不便な地域での移動手段として

活用が進んでいる。

### 特定健診 (P7)

40歳から74歳の医療保険加入者を対象に実施されるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診査（健診）。正式名称は「特定健康診査」。生活習慣病の予防・早期発見を目的とし、必要に応じて特定保健指導が行われる。

---

## な行

---

### ネグレクト (P14)

養育の放棄・怠慢や育児又は介護の放棄を指す。保護者が子ども、高齢者や障がい者等に必要な食事・衣服・医療・教育・保護等を与えない状態を指し、身体的虐待・心理的虐待・性的虐待と並ぶ児童・高齢者・障がい者虐待の一形態。

### nest（ネスト） (P5、24、55)

ニート・ひきこもり状態でお悩みの方の居場所と相談窓口。伊賀市社会福祉協議会が実施。nestは、英語で「巣・居心地のいい場所、休む場所」などの意味。

---

## は行

---

### 徘徊模擬訓練 (P43、44)

認知症による行方不明を防ぐため、認知症のある人が道に迷った場面を想定して行う地域の模擬訓練。地域住民が認知症の人への声かけや、発見・通報の流れを体験的に学ぶ機会となる。

### 8050問題（ハチマルゴーマルもんだい） (P39)

80代の親が50代のひきこもり状態の子の生活を支えているという状況を指す社会問題。親の高齢化とともに生活が行き詰まるリスクが高く、介護や経済的困窮など複合的な課題が重なることが多い。

### ピアサポーター (P40)

同じ経験や立場を持つ仲間（ピア=peer）として、当事者の立場から支援を行う人のこと。ひきこもり・障がい・依存症・精神疾患等の当事者が、自らの経験をいかして他の当事者の相談相手や支え手となる。専門職による支援とは異なる「当事者ならではの共感と視点」が強みとなる。

### ひきこもりサポーター (P8、40)

ひきこもり状態にある人やその家族を地域で支える支援者のこと。伊賀市社会福祉協議会が養成講座を実施し、当事者・家族への理解を深めた上で、見守りや居場所づくりなどの活動に関わる。

### 避難行動要支援者 (P4、9等)

「要配慮者」（高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。

◇伊賀市の避難行動要支援者名簿の対象者は、次のいずれかの条件を満たす者。※施設入所者等は除く

1. 要介護認定3～5を受けている者
2. 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
3. 療育手帳Aを所持する知的障害者
4. 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者
5. 上記以外で市長が支援の必要を認めた者

#### 非認知能力（P14、21、22）

学力やIQなど数値で測れる認知能力とは異なり、自己肯定感・意欲・協調性・忍耐力・コミュニケーション能力など、数値化しにくい能力の総称。子どもの将来の生活力・社会適応力に大きく影響するとされ、特に生活困窮世帯の子どもへの支援において重視される。

#### ファンドレイジング（P28、50等）

地域生活課題の解決をめざす団体が、活動を継続・発展させるために、寄付・助成金・会費等の資金や、賛同者・ボランティアなどの人的支援を幅広く集める取り組み。資金確保だけでなく、団体の使命や活動を広く発信し、支援者との関係を築くことも重要な目的とされる。

#### 福祉教育推進プラットフォーム（P49）

「高参加・高福祉」を実現するためのゆるやかなネットワーク。地域活動への参加や地域生活課題の考察を通じ、いつでも・誰でも・どこでも福祉を学べる機会と学習内容を一緒に考える場。このネットワークに加わることで新しい発想や価値観が生まれ、地域生活課題を共有しながら改善を試みることができる。

#### 福祉的就労（P39）

障がいやひきこもりなどにより一般企業での就労が困難な人が、就労継続支援A型・B型事業所や就労移行支援事業所などの障害福祉サービスを利用して行う就労・就労訓練のこと。一般就労への移行を段階的に支援するが、賃金水準が低い場合も多い。

#### フードパントリー（P12、13等）

生活困窮者やひとり親家庭など、何らかの理由で十分な食事を取ることができない状況の人々に食品を無料で提供する支援活動。

#### プラットフォーム（P48、49等）

多様な機関が社会や課題の変化を把握し、地域の福祉課題を共有・協議する場。

#### ぽちっと伊賀（P48）

伊賀市の地域資源・福祉情報を一元化して検索できるウェブサイト。市民が必要な支援サービスの情報を得られるよう、伊賀市が運営する福祉情報検索サイト。

## ま行

---

#### マイノリティ（P4、11等）

少数(派)。社会的に少数派と位置付けられる人々（マイノリティグループ）を指す意味で用いられることが多い。

## ら行

---

### レバレッジ効果 (P10)

少ない資源（人・資金・時間等）の投入で大きな成果・変化を引き出す効果のこと。地域福祉活動計画では、限られた社会資源を効果的に活用するため、最も波及効果の高いポイントに取り組みを集中させる考え方として用いられる。

### ロジックモデル (P2、10等)

社会課題に対する目標（インパクトゴール）を設定し、解決までの活動や社会変化等の道筋を体系的に図式化したもの。インプット（資源）→活動→アウトプット（産出）→アウトカム（成果）→インパクト（社会変化）という流れで、課題解決の論理的な連鎖を可視化する手法。

## わ行

---

### ワークショップ (P5、6等)

参加者が主体的に話し合い・体験・作業を行いながら学びや成果を生み出す参加型の場・手法のこと。第5次伊賀市地域福祉活動計画の策定にあたっては、39の住民自治協議会単位でワークショップを開催し、地域の課題や取り組みの方向性について住民の声を直接反映させた。

### わたしの安心シート (P52)

1人暮らし等で体調不良等の緊急時の連絡が心配な方が、かかりつけ医や緊急連絡先などを前もって用紙に書いておき、筒に入れて冷蔵庫などの丈夫なところに保管しておくもの。救急搬送時や災害時に傷病者や要支援者の情報を迅速に把握し、適切な支援につなげることを目的とした地域福祉活動。